

# 神戸市立中央市民病院整備運営事業 実施方針に関する質問及び回答

平成18年8月11日から平成18年8月23日までに受け付けた「神戸市立中央市民病院整備運営事業 実施方針」に関する質問に対して回答します。なお、回答は現時点での考え方を示したものです。

ページ	章	項	節	細節	項目1	項目2	質 問	回 答
1	P1	第1	1				新病院での予定患者数・外来数・入院数・疾病動態・診断科別患者数及び収入想定・平均在院日数・予想手術件数等、SPCの提供する医療関連サービスの充実に必要なデータについて公開願います。	外来数・入院数は実施方針P15「第4 1(2) 病床、外来規模」をご参照ください。その他については現病院と同等程度と想定しています。その他適正な競争性を確保するためにどのようなデータが必要かについては、頂いたご意見を参考に今後検討してまいります。
2	P1	第1	1				既存市民病院の業務委託先リスト・連携先病院リスト及び直近3期分の入院患者数・外来患者数・紹介率（逆紹介率）・病床稼働率・疾病動態・診断科別患者数・平均在院日数・手術件数・ヘリポートの着陸回数・救命救急実績等、SPCの提供する医療関連サービスの充実に必要なデータについて公開願います。	現病院のお求めのデータの一部については、ホームページ（ <a href="http://www.city.kobe.jp/cityoffice/18/menu07/pfi/pfitop.html">http://www.city.kobe.jp/cityoffice/18/menu07/pfi/pfitop.html</a> ）で公開している実施方針に関する説明会参考資料をご参照ください。その他適正な競争性を確保するためにどのようなデータが必要かについては、頂いたご意見を参考に今後検討してまいります。
3	P1	第1	1				既存市民病院の直近3期分のBS/PL、並びに新病院の事業計画の開示願います。	現病院のBS/PLについては、ホームページ（ <a href="http://www.city.kobe.jp/cityoffice/18/menu03/k/accounts.html">http://www.city.kobe.jp/cityoffice/18/menu03/k/accounts.html</a> ）をご参照ください。新病院の事業計画は「新中央市民病院基本計画」をご参照ください。
4	P1	第1	1				既存市民病院および新病院での業務執行体制・組織図及び新病院での予定職種別職員数を開示願います。	現病院の体制等については、現病院のホームページ（ <a href="http://www.kcgh.gr.jp/index.html">http://www.kcgh.gr.jp/index.html</a> ）をご参照ください。新病院の予定職員数については、開院の前年度に決定する見込みです。
5	P1	第1	1				新病院でのSPCが人員を確保しなければならない範囲を明示下さい。	SPCが行う統括マネジメント業務は、事業全体の統括や品質管理を行うプロジェクトマネジメント業務、設計・建設等の業務統括や品質管理を行うコンストラクションマネジメント業務、維持管理等の業務統括や品質管理を行うファシリティマネジメント業務、医療情報システム構築・保守管理等の業務統括や品質管理を行うシステムマネジメント業務、運営業務等の業務統括や品質管理を行うオペレーションサービスマネジメント業務、及び各種調査やそれに基づく提言等により病院経営の支援を行う経営コンサルティング業務を想定しています。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
6	P1	第1	1	(2)			「病院施設及び附属施設」とありますが、附属施設は、p15 第4 1 (3) イの「院内保育所」に限定してよろしいですか？	病院本体及び院内保育所に加え、駐車場、駐輪場、緑地など敷地内の整備全てを含むものとします。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
7	P1	第1	1	(2)			院内保育所では預る児童の対象年齢は何歳から何歳までを想定しておりますか。また、院内保育所では、小児科の入院患者さんの中から通所するケースはあるのでしょうか。	対象年齢は、0歳から5歳を想定しています。また、院内保育所に入院患者さんの通所については想定していません。
8	P1	第1	1	(2)			院内保育所へはSPCの協力企業・受託企業職員の子女の受け入れは行われるのでしょうか。また、院内保育所では一次預かりなど来院された患者さんの子女も受け入れるのでしょうか。	現時点では、ご質問のようなケースは想定していません。
9	P1	第1	1	(2)			対象となる公共施設等の中に院内保育所が含まれておりますが、施設整備等は初期投資の中に含まれるとして、運営は別途神戸市が院内保育受託会社を入札・運営し、SPCは院内保育所の施設メンテナンス、警備、清掃業務のみを行うと考えて宜しいでしょうか。	原則として、ご理解のとおりです。なお、日常的な清掃や防犯については、第一義的には保育所運営業務受託者が行うものと考えています。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
10	P1	第1	1	(2)			本事業の対象となる附属施設は、院内保育所のみとの理解で宜しいでしょうか。	No.6の質問及び回答をご参照ください。
11	P1	第1	1	(3)			市立病院の運営形態の見直しを検討していると記載されていますが、独立行政法人化等がされた場合の債務負担行為の承継及び政策的医療による赤字等に関する神戸市からの助成等はどのように変わるのでしょうか。また、万が一独立行政法人等が経営破綻した場合、先日の説明会では神戸市が全額負担するとの趣旨であったと思いますが、このように認識して宜しいでしょうか。また、運営形態の見直し検討の結論は、いつ明示されるのでしょうか。	運営形態については、地方公営企業法の全部適用または地方独立行政法人への移行のいずれかについて検討中であり、19年度末までに方針を出す予定です。もし地方独立行政法人へ変更となる場合には、市予算としての債務負担行為は消滅し、事業契約における債権債務は変更後の運営主体に承継されると認識しています。なお、行政的医療に関する財政措置や最終的な経営責任は関係法令等に基づいて引き続き市が責任を果たすことになると考えています。
12	P1	第1	1	(3)			「管理者が変更される可能性がある。」とありますが、入札公告までに変更されるのでしょうか、あるいは、入札公告後事業期間中の変更を想定されているのでしょうか。また、変更される場合、どなたが管理者になるのでしょうか。	No.11の質問及び回答をご参照ください。なお、管理者は、地方公営企業法の全部適用であれば「事業管理者」、地方独立行政法人であれば「理事長」となります。
13	P1	第1	1	(3)			市は、神戸市立中央市民病院を含めた市立病院の運営形態の見直しを検討しているため、管理者が変更される可能性があるとのことですが、いつ頃検討の結果はお示し頂けますでしょうか。また、入札提案書の作成に当たっては、管理者は神戸市であるとの前提で宜しいのでしょうか。独立行政法人化や指定管理者制度の導入等により管理者が変更されることで、実施方針や入札説明書、事業契約書の内容変更、及び事業者の役割等に変更が想定されるようであれば、現在の想定内容や変更点をご教示下さい。	No.11及びNo.12の質問及び回答をご参照ください。なお、運営形態見直しによって、民間事業者に求める役割等が変わるとは考えていません。

	ページ	章	項	節	細節	項目1	項目2	質問	回答
14	P1	第1	1	(3)				「(市は、神戸市立中央市民病院の運営形態の見直しを検討しているため、管理者が変更される可能性がある。)」とありますが、仮に独立行政法人など市と別な法人格をもつ主体が管理者となった場合、第8 1 にあります市の債務負担行為が継続するとの理解でよろしいでしょうか。 質問の背景：SPCがプロジェクト・ファイナンスで資金調達をする際、サービス対価の債務者が市又は市と実質同一である公営企業などとなるのが前提となり、もしそうでない場合は、資金調達コストが増加し、条件次第ではプロジェクト・ファイナンスそのものが不可能となる可能性があります。	No.11の質問及び回答をご参照ください。
15	P1	第1	1	(3)				「管理者が変更される可能性がある」とありますが、独立行政法人化も検討されていますか？ 管理者が変更される場合、市は既存債務に対し何らかの保証をされますか？	No.11の質問及び回答をご参照ください。
16	P1	第1	1	(3)				「市は、…運営形態の見直しを検討しているため、管理者が変更されることがある」と記述していますが、現在の公営企業法の一部適用から、地方独立行政法人化あるいは、指定管理者制度などの検討を行っているかと解釈してよろしいでしょうか。また、その場合、本事業に影響が及ばないと考えてよろしいでしょうか。(医療、看護業務等根幹を民営化することや、病院自体を民営化するなど)	No.11及びNo.13の質問及び回答をご参照ください。
17	P1	第1	1	(3)				「公共施設等の管理者」について、ここで言う「管理者」は公営企業法全部適用における「事業管理者」として理解すべきか、または一般呼称としての「管理者」と理解すべきか。	No.12の質問及び回答をご参照ください。
18	P1	第1	1	(5)				アジアのリーディングホスピタルについて具体的イメージがありましたらご教示願います。	「アジアのリーディングホスピタル」とは、特定の地域、特定の病院を具体的に指すものではなく、実施方針P1「第1 1(5) 事業の目的」に記載のとおり、新病院が、他の地域、他の病院にとってベンチマークとされるような、病院の整備、運営を目指すものです。
19	P1	第1	1	(5)				「アジアのリーディングホスピタルとして」とありますが、現状でのリーディングホスピタルとして評価している病院がありましたらご教示下さい。	No.18の質問及び回答をご参照ください。
20	P1	第1	1	(5)				「より良い医療を求める全ての医療従事者や患者にとって、21世紀のアジアのリーディングホスピタルとして、モデルケースとなる病院の整備、運営を目指すものである。」とありますが、ここでいう「アジア」とは具体的にどこまでの国々をイメージされているのかご教示下さい。 また、「リーディングホスピタルとしてモデルケースとなる病院の整備、運営を目指す」とは、具体的にどのようなことをイメージされているのかご教示下さい。アジアから医療従事者(研修・修練・就業)や患者(検査・診断・治療)を集めることをお考えですか？	No.18の質問及び回答をご参照ください。
21	P1	第1	1	(5)				新病院運営に関して、PFIを導入することによって従来とどのように変えて行くのかビジョン等をお示し下さい。	現病院の課題および新病院の基本的な考え方については、「新中央市民病院基本構想」および「新中央市民病院基本計画」にてお示しておりますので、ホームページ( <a href="http://www.city.kobe.jp/shinbyoin/">http://www.city.kobe.jp/shinbyoin/</a> )をご参照ください。
22	P1	第1	1	(5)				「医療技術の進歩に応じた最新の医療設備の導入や、患者のプライバシーへの配慮など多様化する患者ニーズ等に的確に対応していくことが困難となってきている」とありますが、具体的にどのような問題が起きているのか事例等でご教示下さい。	No.21の質問及び回答をご参照ください。
23	P1	第1	1	(5)				「多様化する患者ニーズを的確に捉え、患者の視点にたったソフト、ハードを備え、市民の求める医療を提供していくために…」とありますが、「市民の求める医療」とはどのような医療と捉えられるか具体的にご教示下さい。	No.21の質問及び回答をご参照ください。
24	P1	第1	1	(5)				「施設整備から維持管理、運営までを含めた事業全体の効率化を図ることで、質の高い病院サービスの提供を図っていく」とありますが、この目標を実現するには診療側の協力が不可欠と考えます。今回の事業範囲には経営改善支援業務が含まれておりませんが、運営段階での診療側の行為の改善を含んだ積極的な効率化支援は求められていないとの理解でよろしいでしょうか。	No.5の質問及び回答をご参照ください。
25	P1	第1	1	(5)				「そこで、日々進歩する医療技術に適切に対応し、今後も市の基幹病院として…」とありますが、地域がん診療連携病院や地域医療支援病院、周産期医療センターなど、地域の基幹病院として、市(病院)として今後取得する方針のある施設認定等がありましたらご教示下さい。	現病院の認定施設名については、ホームページ( <a href="http://www.city.kobe.jp/cityoffice/18/menu07/pfi/pfitop.html">http://www.city.kobe.jp/cityoffice/18/menu07/pfi/pfitop.html</a> )で公開している実施方針に関する説明会参考資料をご参照ください。なお、「がん診療連携拠点病院」については申請予定です。
26	P1	第1	1	(5)				医療設備の技術的進歩や利用者の変化を考慮すると事業期間の30年は長期間過ぎると考えられます。15年か20年とするのが妥当ではないでしょうか。	本事業の基本的な考え方については、新中央市民病院基本計画をご参照ください。
27	P2	第1	1	(6)				救急患者のご家族の宿泊施設など、病院施設として整備する必要がありますでしょうか。	詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。

	ページ	章	項	節	細節	項目1	項目2	質 問	回 答
28	P2	第1	1	(6)				民間の力を導入することにより、直営で行っていた業務における既存の労働力が不要となった場合の措置については、病院側の責任において行うという認識で宜しいでしょうか。(直接雇用をしていた業務が委託業務に変わった場合等)	ご理解のとおりです。
29	P2	第1	1	(6)				患者搬送業務、患者搬送車購入・保守管理運営(運転手含む)は業務に含まれていないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	P2	第1	1	(6)				医療機器を神戸市が調達する場合、医療機器に対する建築・設備及びシステムとの取り扱いに関する要求仕様を事業者が提示し、その要求仕様に満足する機種を選定してもらえると考えるとよろしいでしょうか？	建築・設備との調整は、医療機器の移設及び設置に関する調整を含むものと考えております。なお、No.133の質問及び回答をご参照ください。
31	P2	第1	1	(6)				基本計画では、大型医療機器等の初期整備は事業者の業務範囲とありましたが、今回は除外されております。基本計画に述べられているように「施設整備との一体的整備」が難しくなる懸念がありますが、施設に対する設計と条件等は要求水準書で提示されるのでしょうか。	No.30の質問及び回答をご参照ください。
32	P2	第1	1	(6)				設計を行うにあたり、大規模あるいは特殊機器(放射線医療機器等)についてある程度の仕様等の決定が必要となりますが、提案時においてその仕様等の提示はしていただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	No.30の質問及び回答をご参照ください。
33	P2	第1	1	(6)				事業者の対象業務がリストアップされていますがその内容の記載がありません。6月に公表された新中央市民病院基本計画のP.30に実施方針公表時に要求水準書(案)、事業契約(案)を明らかにすると記載されておりましたが、これらの公表はいつ頃になされるのでしょうか。	入札公告時までの情報提供のあり方については、頂いたご意見等を参考に現在検討中です。
34	P2	第1	1	(6)				要求水準書(案)、事業契約(案)の公表はいつごろになされるのでしょうか？ また、要求水準(案)の内、ハードに関するもの等、出来ている範囲を先行して公表出来ないでしょうか？	No.33の質問及び回答をご参照ください。
35	P2	第1	1	(6)				各対象業務における現時点での要求水準書(案)は別途公表されますか？あるいは、既に平成18年6月 神戸市保健福祉局にて公表されている「新中央市民病院基本計画」を要求水準書(案)に換わるものと理解してよろしいでしょうか？	事業者に求める業務の水準については、基本計画とは別にお示しします。
36	P2	第1	1	(6)	ア			ホームページの作成、広報活動、広報誌の作成、地域医療連携業務、患者さんの苦情受け付け及び補助申請手続き支援などの業務は含まれていないと考えて宜しいでしょうか。	ご指摘のような広報支援業務は、統括マネジメント業務に含むことを予定しております。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
37	P2	第1	1	(6)	ア			メール室業務(手紙や宅配便の預り)、消耗品の注文受付、公用車管理、ヘリの着陸の際の消防立会いなどの庶務業務はマネジメント業務に含まれていないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、メール室業務、消耗品の注文受付は物流管理運営業務に含むものと想定しております。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
38	P2	第1	1	(6)	ア			「統括マネジメント業務」には経営支援業務も含まれると考えて宜しいでしょうか。 また、神戸市が考える業務の詳細があれば、提示をお願いします。	No.5の質問及び回答をご参照ください。
39	P2	第1	1	(6)	ア			統括マネジメント業務とは、具体的にどのような業務を想定されていますか？	No.5の質問及び回答をご参照ください。
40	P2	第1	1	(6)	ア			下記業務はどのような内容を想定されていますか、各内容を具体的に御教示下さい。 統括マネジメント業務 メディカルアシスタント業務 また、メディカルアシスタント業務とは医師の補助(医療作業)も含まれるのでしょうか？	No.5及びNo.123の質問及び回答をご参照ください。
41	P2	第1	1	(6)	ア			ア 統括マネジメント及び、オ 物流管理運営業務のおけます業務内容をお知らせください。(例(ア)(イ)など)	No.5及びNo.73の質問及び回答をご参照ください。
42	P2	第1	1	(6)	イ	(ア)		事前調査業務として、病院敷地における地質調査、測量、連絡通路用の先端医療センター施設の調査などを想定しますが、その他に市が想定しているものがあればご教示願います。	地質調査、測量などの事前調査業務についての詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
43	P2	第1	1	(6)	イ	(ア)		事前調査業務は具体的にどのような業務を想定されているのでしょうか？御教示下さい。	No.42の質問及び回答をご参照ください。
44	P2	第1	1	(6)	イ	(ア)		事前調査業務として想定されている内容をご教示下さい。	No.42の質問及び回答をご参照ください。
45	P2	第1	1	(6)	イ	(ア)		事前調査業務とは、どのような内容を想定されていますか？	No.42の質問及び回答をご参照ください。
46	P2	第1	1	(6)	イ	(ア)		「(ア)事前調査」、「(オ)周辺影響調査」とは、どのような業務を想定されているのでしょうか。	事前調査についてはNo.42の質問及び回答をご参照ください。周辺影響調査・対策業務は、騒音・振動などの調査や、工事の近隣説明等を想定していますが、詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
47	P2	第1	1	(6)	イ	(ア)		事前調査業務が対象業務に含まれておりますが、例えば、土壌汚染、地中埋設物等の建設地の状態が事業者選定後に明らかになることとなり、建設業務の費用を正確に出すのが難しいと思われる。入札説明書記載以外の地中障害物等が発見された場合、建設業務の入札額には含めず、確定次第別途支払われるものと考えて宜しいのでしょうか。	通常想定を超える地中障害物等が発見された場合で、かつ、その除去等に一定の費用を要するときは、リスク分担表No.30に記載のとおり合理的な範囲内の費用については市の負担いたします。

	ページ	章	項	節	細節	項目1	項目2	質 問	回 答
48	P2	第1	1	(6)	イ	(イ)		北側道路及び東側道路からの患者さんの進入路の確保のお話がありましたが、進入路付近の信号機、横断歩道などの設置に関する計画はございますでしょうか。計画が既にある場合、設置箇所及び数をお教え下さい。	信号機や横断歩道などの設置については、建築物の配置計画等の進捗に応じて、必要なものを関係機関に要請していく予定です。
49	P2	第1	1	(6)	イ	(イ)		車イスを利用される方や患者さんの利便性の向上のため、ポータライナーの駅と病院をペDESTリアンデッキ等で繋ぐなど、直接病院に入れるように整備することは可能でしょうか。	新病院敷地とポータライナーの駅とをペDESTリアンデッキ等で接続することや、駅からつながるムービングウォークと接続することなど、駅からのアクセスについて、優れた提案を求めています。
50	P2	第1	1	(6)	イ	(イ)		ライフラインの2重化とのご説明がありましたが、災害時等に使用する貯水槽なども2重に整備する必要がありますのでしょうか。	災害に強い病院づくりのためには、ライフラインの確保が必要と考えています。ライフラインの2重化や備蓄に関する考え方についての詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
51	P2	第1	1	(6)	イ	(ウ)		アート(Cも含む)関係の作成及び購入関連費用は、設計・建設業務に含まれないと考えて宜しいでしょうか。	アート関係については、施設設計・建設業務に含まれており、優れた提案を期待しています。 Cに関しては、統括マネジメント業務の広報支援業務や施設設計・建設業務のサイン計画の中に含まれていると考えていますが、詳細についてはご提案をもとに協議させていただきたいと考えています。
52	P2	第1	1	(6)	イ	(オ)		近隣対策業務は含まれていないと考えて宜しいでしょうか。	実施方針P21「資料1 リスク分担表No.13及びNo.14」に記載のとおり、近隣対策も事業者の業務に含まれ、本事業の実施自体に対する住民反対運動・訴訟に起因するもの以外のリスクは、事業者に負担いただくことになります。 なお、近隣対策業務についての詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
53	P2	第1	1	(6)	イ	(オ)		周辺影響調査業務・対策が対象業務に含まれておりますが、建設地の日影、電波障害が事業者選定後に明らかになることとなり、対策費用を正確に出すのが難しいと思われれます。建設業務の入札額には含めず、確定次第別途支払われるものと考えて宜しいのでしょうか。	原則として入札金額に含まれます。
54	P2	第1	1	(6)	イ	(オ)		周辺影響調査・対策業務として想定されている内容をご教示下さい。また本件において環境アセスメント等は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	No.46の質問及び回答をご参照ください。 環境アセスメントについては、ご理解のとおりと考えています。新病院の施設内容・規模では必要ないと考えていますが、「神戸市環境影響評価等に関する条例」等の関係法令を確認の上、必要に応じて関係機関と協議してください。
55	P2	第1	1	(6)	イ	(カ)		電波障害調査業務・対策が対象業務に含まれておりますが、建設地の状態が事業者選定後に明らかになることとなり、対策業務の費用を正確に出すのが難しいと思われれます。これは、建設業務の入札額には含めず、確定次第別途支払われるものと考えて宜しいのでしょうか。	原則として入札金額に含まれます。
56	P2	第1	1	(6)	イ	(キ)		各種申請業務にはヘリポート設置申請業務も含まれるのでしょうか。この場合、設置者は神戸市となり飛行場設置許可申請業務、航空灯火置許可申請業務など非常に高額な費用がかかりますので、ドクターヘリの導入の有無や予定離着陸回数を含めたヘリポートの使用予定等の詳細をお示し下さい。	航空法上のヘリポートの設置は考えておらず、場外離着陸場の設置を想定しています。申請業務は運航者が行うため事業対象に含まれませんが、申請の補助業務として申請図書作成等の支援業務は事業対象に含まれます。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
57	P2	第1	1	(6)	イ	(ク)		補助金・交付金・許認可等申請補助業務とありますが補助金・交付金額の当初想定額から増減に伴う資金調達コストの変動リスクは市にて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	補助金・交付金額が当初想定額から変動した場合でも、市から事業者にお支払いする額は変わりません。
58	P2	第1	1	(6)	ウ	(ア)		30年という長期間の間には大幅な建築の変更を受ける可能性があります。この場合、設置者は神戸市となり増改築・改修が必要となる場合の意思決定及び費用負担は市の責任で行うと考えて宜しいでしょうか。また、PFI事業者はその意思決定に加わることができるのでしょうか。	医療政策に基づく増改築・改修の必要性、方法等については、ファシリタマネジメント業務の一環として事業者から必要に応じて調査、提案をしていただき、意思形成の過程には積極的に参加していただきますが、最終的な意思決定は市において行うこととなります。なお、費用負担については、実施方針P23「資料1 リスク分担表No.57」をご参照ください。
59	P2	第1	1	(6)	ウ	(ア)		光熱水費の負担は事業者の範囲となるでしょうか。	光熱水費は、基本的には市が負担しますが、事業者の業務に関するものは事業者負担とします。ただし、光熱水費の低減についての提案を求めます。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
60	P2	第1	1	(6)	ウ	(ア)		電気、ガス、水道、通信費等のコストをSPCの費用に含めないという理解で宜しいでしょうか。	光熱費についてはNo.59の質問及び回答をご参照ください。通信費についても、原則として同様の考え方をとります。
61	P2	第1	1	(6)	ウ	(ア)		施設メンテナンス業務に日常の修繕業務は含まれると考えますが、大規模修繕業務の取り扱いはどのように考えかご教示願います。	施設メンテナンス業務についての詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
62	P2	第1	1	(6)	ウ	(ア)		施設メンテナンス業務には大規模修繕は含まれるのでしょうか。業務の具体的内容(項目)御教示下さい。	No.61の質問及び回答をご参照ください。
63	P2	第1	1	(6)	ウ	(ア)		「施設メンテナンス業務」とは、いわゆる建築施設及び建築設備の保守維持管理業務と経常修繕であり、大規模修繕業務は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。もしも含まれる場合には、その具体的内容をご教示下さい。	No.61の質問及び回答をご参照ください。
64	P2	第1	1	(6)	ウ	(ア)		施設メンテナンス業務に、大規模修繕・更新業務は含まれるのでしょうか。	No.61の質問及び回答をご参照ください。

	ページ	章	項	節	細節	項目1	項目2	質問	回答
65	P2	第1	1	(6)	ウ	(ア)		施設メンテナンス業務にはいわゆる「大規模修繕業務」も含まれるのでしょうか。	No.61の質問及び回答をご参照ください。
66	P2	第1	1	(6)	ウ	(ア)		「(ア)施設メンテナンス業務」とは、どのような業務を想定されているのでしょうか。また、本業務には大規模修繕は含まれますか。	No.61の質問及び回答をご参照ください。
67	P2	第1	1	(6)	ウ	(ア)		施設メンテナンス業務に大規模修繕業務は含まれるのでしょうか。	No.61の質問及び回答をご参照ください。
68	P2	第1	1	(6)	エ	(ア)		医療事務やSPD、給食、検体検査などSPC側が病院の医療情報システムと連携して使うシステムの費用は医療情報システムに含まれるのでしょうか。また、業務システムとして受託業務の費用に含まれるのでしょうかご教示下さい。	詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
69	P2	第1	1	(6)	エ	(ア)		医療情報システムではペッドサイド端末も考えておられますが、この場合のモニターなどの整備費用及びコンテンツ作成・更新費用は医療システム運用費用に含まれるのでしょうか。	詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
70	P2	第1	1	(6)	エ	(イ)		基本計画では、医療情報システム運営保守業務は開院後5年間までが事業者の範囲となっていました。基本計画を踏襲し開院後5年間までが事業者の範囲となるのでしょうか。それとも30年間の事業期間を通じて業務範囲と理解してよろしいのでしょうか。	統括マネジメント業務に含まれるシステムマネジメント業務は30年間を通じて業務範囲と想定しております。システム構築業務は当初分、システム運営保守業務は開院後5年間を事業範囲と想定しております。
71	P2	第1	1	(6)	エ	(イ)		医療情報システム運営・保守業務のうち、システムの更新についても業務に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また想定されている更新時期についてご教示下さい。	No.70の質問及び回答をご参照ください。
72	P2	第1	1	(6)	エ	(イ)		医療情報システムの更新業務は含まれないという理解で宜しいでしょうか。	No.70の質問及び回答をご参照ください。
73	P2	第1	1	(6)	オ			物流管理運営業務について、SPD業務のみで、調達業務は無いと考えて宜しいでしょうか。また、診療材料、薬剤などのベンチマークの作成やコスト削減の提案業務などは業務の範囲に含まれるのでしょうか。	物流管理運営業務の内容は、物流管理システムの構築・運営・管理、在庫管理、払出し管理、搬送管理、消費管理、物品の調達支援を想定しております。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。またベンチマークの作成、コスト削減のご提案もおおいに期待するところです。
74	P2	第1	1	(6)	オ			薬剤に関するSPD業務の業務範囲をご明示下さい。	No.73の質問及び回答をご参照ください。
75	P2	第1	1	(6)	オ			基本計画においては、物品の調達支援業務が事業範囲とされていましたが、物流管理運営業務の一部として調達支援業務が含まれると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	P2	第1	1	(6)	オ			物流管理運営業務には調達支援業務が含まれるのでしょうか。業務の具体的内容(項目)御教示下さい。	No.73の質問及び回答をご参照ください。
77	P2	第1	1	(6)	オ			物流管理運営業務には、いわゆるSPD業務以外のものとしてどのようなものを想定していますか。またこの中に調達業務は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	No.73の質問及び回答をご参照ください。
78	P2	第1	1	(6)	オ			物流管理運営業務には薬剤調達業務も含まれるとの理解で宜しいですか	No.73の質問及び回答をご参照ください。
79	P2	第1	1	(6)	オ			薬剤及び診療材料について、事業者が調達支援を行い市が調達する、と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	P2	第1	1	(6)	オ			対象業務には調達関連業務(医療機器、診療材料及び消耗品、医薬品、一般備品)は含まれないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	P2	第1	1	(6)	カ	(ア)		総合案内にはコンシェルジュ機能も含まれるのでしょうか。また、総合案内を行うにあたって参考としますので、必要な外国語や病院の予定開院時間及び受付業務終了時間をお教え下さい。	総合案内業務は、玄関・フロアでの案内・誘導、受診に関する援助、玄関・フロアの衛生環境整備、院内スタッフへのマナー研修会の開催を想定しております。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
82	P2	第1	1	(6)	カ	(イ)		直通電話以外に電話が代表電話にかかってきた場合の電話交換業務と推察致しますが、一日にどのくらいの電話量があり、何人くらい必要なのか、また、電話交換業務の運営時間帯等をお教え下さい。	電話交換業務は、ヘルプデスク・コールセンター対応、電話交換・伝言伝達、院内放送を想定しております。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
83	P2	第1	1	(6)	カ	(ウ)		ライブラリーでは、患者さん、医師、看護師等が利用されると思いますが、専門書などの写真をコピーするなどに対応するためにカーゴ-機等を設置することとなると思います。その場合、コピー機等は什器備品として病院側で用意すると考えて宜しいでしょうか。また、職員以外の方が使われる場合は有料とするのでしょうか。課金金額などは想定されているのでしょうか。	市民健康ライブラリー運営業務の内容は、患者や市民の医療についての学習支援(学習用コンテンツの作成および利用支援等)、患者や市民が院内で快適に過ごせるサービスの提供(図書・雑誌の閲覧・貸出、映像ソフトの視聴・貸出等)を想定しております。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
84	P2	第1	1	(6)	カ	(ウ)		市民健康ライブラリーの運営について、既存病院には、図書室がございますが、現在勤務されている方が新病院でもこの業務を行い、SPCはサポート業務を行うのでしょうか。図書館司書等の職員をSPCから出して、貸し出し業務等の管理するのでしょうか。図書の購入や選定なども業務の範囲となるのでしょうか。また、購入や選定については図書購入委員会などによって選定・決定され購入については別途年度予算内で購入されるのでしょうか。	No.83の質問及び回答をご参照ください。

	ページ	章	項	節	細節	項目1	項目2	質 問	回 答
85	P2	第1	1	(6)	カ	(ウ)		市民健康ライブラリー運営業務の中に、運営企画業務は直接は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	No.83の質問及び回答をご参照ください。
86	P2	第1	1	(6)	カ	(ウ)		市民健康ライブラリーとは、どのような施設を想定されていますか？	No.83の質問及び回答をご参照ください。
87	P2	第1	1	(6)	カ	(ウ)		「市民健康ライブラリー運営業務」とありますが、具体的にどのような業務が事業に求められるのでしょうか、ご教示下さい。	No.83の質問及び回答をご参照ください。
88	P2	第1	1	(6)	カ	(工)		現病院における利便施設の運営状況(運営時間、利用者数等)を公表していただけますでしょうか？	現病院の利便施設の営業時間は、売店(午前8時～午後6時)、売店(午前8時～午後6時)、理容店(午前9時～午後5時)、美容院(午前9時～午後5時)、喫茶店(午前9時～午後7時)、レストラン(午前9時～午後7時)です。
89	P2	第1	1	(6)	カ	(工)		職員食堂など専ら職員に利用される施設においては、福利厚生の一環として食費の補助などがされるのでしょうか、提供されるメニューの価格帯などが決められているのでしょうか。	市からの補助は特に予定していません。提供されるメニューや価格帯等は、病院スタッフが満足するようなご提案をおおいに期待しています。
90	P2	第1	1	(6)	カ	(工)		公衆電話などは携帯電話の普及のためNTTが新たな設置は難色を示し、既存回線分しか設置をされない場合があります。現在、病院によっては、病院施設内でエリアを決めて携帯電話の使用を認めておりますが、新病院では、携帯電話の使用を認められるのでしょうか。	携帯電話は、エリアを決めて使用を認めることを想定しております。
91	P2	第1	1	(6)	カ	(工)		利便施設は病院本体内部に作られると思いますが、その際、利便施設の整備について、本体工事に組み込まれる部分と、テナント工事部分の負担区分をお示し下さい。	原則として、躯体工事(A工事)は本体工事とし、2次側設備工事(B工事)、内装工事(C工事)はテナント工事と考えています。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
92	P2	第1	1	(6)	カ	(工)		利便施設運営業務とありますが、利便施設の業務内容、設置場所、規模は指定されるのでしょうか。また、指定された業務以外にも事業者が提案出来るのでしょうか。	利便施設運営業務としては、売店、理・美容室、フラワーショップ、レストラン、職員食堂、自動販売機、ATM、公衆電話、保管庫・冷蔵庫などの機能を持つ床頭台、TV・インターネット対応のベッドサイド端末、駐車場の運営、等を想定しておりますが、利便施設については、想定業務以上の提案をおおいに期待しております。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
93	P2	第1	1	(6)	カ	(工)		ベッドサイド 端末を採用した場合、テレビなどの機能も併用される場合があります。その際、床頭台・テレビ・冷蔵庫等の病室で使われるものは、什器備品として市民病院側で整備されるのでしょうか。	No.92の質問及び回答をご参照ください。
94	P2	第1	1	(6)	カ	(工)		利便施設として必須の施設があればお示しいただけないでしょうか？	No.92の質問及び回答をご参照ください。
95	P2	第1	1	(6)	カ	(工)		利便施設運営業務の具体的内容(項目)御教示下さい。	No.92の質問及び回答をご参照ください。
96	P2	第1	1	(6)	カ	(工)		利便施設運営業務として、現在どのような様な施設が必要と考えられているのかご教示下さい。	No.92の質問及び回答をご参照ください。
97	P2	第1	1	(6)	カ	(工)		「利便施設運営業務」とありますが、具体的にどのような利便施設を想定されているかご教示ください。	No.92の質問及び回答をご参照ください。
98	P2	第1	1	(6)	カ	(工)		「(工)利便施設運営」とは、どのような業務を想定されているのでしょうか。	No.92の質問及び回答をご参照ください。
99	P2	第1	1	(6)	カ	(工)		「利便施設運営業務」とありますが、必須の利便施設で何か想定されているものがありますか？(8月21日の実施方針説明会では、利便施設の例として、薬局をあげられておりましたが、薬局は必須施設と考えて宜しいのでしょうか。)	No.92の質問及び回答をご参照ください。なお、薬局については、敷地外利便施設としてPFIの対象外としていますが、来院者の動線計画や施設計画を考慮したうえで、どこに敷地外利便施設を配置すべきかについてのご提案をいただきたいと考えています。
100	P2	第1	1	(6)	カ	(工)		利便施設業務を行うに当たり、病院敷地内に別棟で利便施設をつくり、土地については無償で貸与頂き、整備運営することは可能でしょうか。また、独立採算部分に関しては、市の承諾が取れた場合には、規定された施設以外もSPCの提案により整備することは可能でしょうか。	No.92の質問及び回答をご参照ください。なお、独立採算の利便施設については賃賃料をいただく予定にしております。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
101	P2	第1	1	(6)	カ	(工)		キャッシュディスペンサーや郵便業務・切手販売、公衆電話等も業務の範囲に含まれるのでしょうか。また、郵便局のCDに關してもコストの関係から設置頂けない場合がございますので、業務範囲確定前に関係各社・局に確認をお願いします。	No.92の質問及び回答をご参照ください。なお、ご提案に関する関係機関との調整や確認は、事業者にしていただくことであると考えます。
102	P2	第1	1	(6)	カ	(工)		自動販売機の設置業務は利便施設運営業務に含まれるのでしょうか。その場合設置個所、台数等の規定はあるのでしょうか。電源は給水管などの設置など建築にも関わりますのでお教え下さい。また、職員エリアなどは福利厚生の一環として金額を下げて提供する場合がございますが、その場合、電気代・水道料の免除の代わりに販売額の上限などがあるのでしょうか。	No.92の質問及び回答をご参照ください。なお、設置箇所や台数等は提案に委ねる予定です。
103	P2	第1	1	(6)	カ	(工)		利便施設運用業務において運営の段階で市民のニーズと変化と対応の観点から利便施設の追加は可能でしょうか。	顧客サービスの低下や医療機能の妨げにならない限り可能と考えていますが、手続き等についての詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
104	P2	第1	1	(6)	カ	(工)		利便施設運用業務において当初ご要望の施設が運営の段階で市民のニーズと合致せず、運営が難しくなった場合にテナントの退去などが想定されます。その場合は業態の変更などによる対応が取れるのでしょうか。	No.103の質問及び回答をご参照ください。

	ページ	章	項	節	細節	項目1	項目2	質問	回答
105	P2	第1	1	(6)	カ	(工)		院内保育所の運営は業務範囲外と理解してよろしいでしょうか？	No.9の質問及び回答をご参照ください。
106	P2	第1	1	(6)	カ	(工)		附帯施設(院内保育所)の運営業務は、本PFI事業に含まれるのでしょうか？	No.9の質問及び回答をご参照ください。
107	P2	第1	1	(6)	カ	(工)		院内保育所の運営業務は含まれないという理解で宜しいでしょうか？	No.9の質問及び回答をご参照ください。
108	P2	第1	1	(6)	キ			医療関連サービス業務と考えられる「患者等の搬送業務」については、本事業に含まれないものと考えて宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
109	P2	第1	1	(6)	キ			医療用ガスの保守点検及び患者搬送業務は含まれないとの理解で宜しいでしょうか？	医療用ガスの供給設備の保守点検業務についてはNo.119の質問及び回答をご参照ください。患者搬送業務についてはご理解のとおりです。
110	P2	第1	1	(6)	キ	(ア)		検査機器などの持ち込み品や人件費などの固定費と検査などの出来高払いの部分にサービスの対価は分かれますが、出来高払いの部分は患者さんの数量や検査の種類によって変動いたします。変動費部分の提案書での出し方(検査毎の単価表等)や運営段階での変動費の取り扱いやDPC、DRG/PPS等の診療報酬制度が変更になった場合の取り扱いについてお教え下さい。	サービス対価の支払方法についての詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
111	P2	第1	1	(6)	キ	(ア)		検体検査業務では、必要と考えられる医療機器等の設置及び更新まで含めた形での運営形態をご要望されるのでしょうか？	検体検査業務は、プランラボの整備、運営、管理、検体容器作成、搬送、回収、検体検査、精度管理を想定しております。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
112	P2	第1	1	(6)	キ	(イ)		食材費は1人一日当たりを幾らに想定されているのでしょうか。食材費は流動食など単価の変動するものもございますので、PFI事業契約に含めず、通常食・流動食など単価を決め他の材料費のように実績ベースの支払いと考えて宜しいでしょうか？	サービス対価の支払方法についての詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
113	P2	第1	1	(6)	キ	(イ)		食事の提供業務における運営形態(サテライトキッチン方式等)によりコストが大きく変わってきますので、運営形態等の詳細をお示しください。	サテライトキッチン等食事の提供方法は、提案に委ねることを想定しています。
114	P2	第1	1	(6)	キ	(イ)		「食事の提供業務(患者給食)」と示されていますが、医療スタッフ等への給食は業務範囲外と解釈するのでしょうか？	No.92の質問及び回答をご参照ください。
115	P2	第1	1	(6)	キ	(イ)		食事の提供業務(患者給食)とありますが、職員給食等は含まれないのでしょうか？ また、食堂等は利便施設に含まれるのでしょうか御教示下さい。	No.92の質問及び回答をご参照ください。
116	P2	第1	1	(6)	キ	(イ)		患者給食とありますが、職員食堂は含まれないとの理解で宜しいでしょうか？	No.92の質問及び回答をご参照ください。
117	P2	第1	1	(6)	キ	(ウ)		滅菌消毒業務におけるガス滅菌は院内に設けるのでしょうか。若しくは外部に出すのでしょうか。それにより、鋼製小物の回転率や駆体の仕様、SPCの持ち込み機器とするのか医療機器として整備するのかお教えください。	滅菌消毒業務は、器材の滅菌消毒体制の構築・運営・管理、器材の洗浄消毒・滅菌、消毒滅菌済み器材の整理保管・払出し、使用済み器材の回収、内視鏡の洗浄・消毒・滅菌・収納、洗浄・消毒・滅菌の精度管理・品質保証を想定しております。また最適な提案を期待しております。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
118	P2	第1	1	(6)	キ	(エ)		洗濯業務について、シーツ、カーテン、清拭タオルなどの区分としてリース品、洗濯のみの物と区分を明示下さい。また、洗濯室を院内に作るのか、作った場合の洗濯機・乾燥機などは什器備品として病院が購入するのでしょうか？	洗濯業務は、リネンサプライ体制の構築・運営・管理、リネン類の管理・供給・交換・回収・洗濯、ベッド・マットレスの消毒管理を想定しております。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
119	P2	第1	1	(6)	キ	(オ)		医療機器保守点検業務には医療ガスの供給設備点検業務も含まれているのでしょうか？	医療ガスの供給設備保守点検業務は施設メンテナンス業務の業務範囲として想定しております。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
120	P2	第1	1	(6)	キ	(オ)		既存病院で利用しており、新病院へ移動/継続利用する機器のメンテナンスも含まれますか？	ご理解のとおりです。
121	P2	第1	1	(6)	キ	(カ)		医療関連事務業務の主要業務としてレセプト処理等がございますが、調停や裁定及び決算処理などの応援など市側の業務についても行うことがあるのでしょうか。その場合、職員に想定外の残業等を強いることや公営企業の決算等の考え方やレクチャーが必要となるので、費用などは別途支払われるのでしょうか。また、未集金の回収業務などは含まれていないと考えて宜しいでしょうか？	医療関連事務業務の内容は、医療事務実施体制の構築・運営、受付業務、診療報酬請求業務、診療情報管理業務、院内図書室運営業務を想定しております。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
122	P2	第1	1	(6)	キ	(カ)		医療関連事務業務とは、どのような業務を想定されていますか？	No.121の質問及び回答をご参照ください。
123	P2	第1	1	(6)	キ	(キ)		メディカル・アシスタント業務の業務範囲の詳細をお示し下さい。また、どの部局の管轄下で業務を行うのか、必要とされる人材の範囲と資格要件等も併せてお示し下さい。また、SPCは人材派遣業の免許等はありませんので、どのような形態を取るのかお教えください。	メディカル・アシスタント業務は、外来・病棟における医療の周辺作業を想定しております。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
124	P2	第1	1	(6)	キ	(キ)		看護補助業務は記載されていませんが、メディカル・アシスタント業務に、含まれていると考えて宜しいのでしょうか？	No.123の質問及び回答をご参照ください。

	ページ	章	項	節	細節	項目1	項目2	質 問	回 答
125	P2	第1	1	(6)	キ	(キ)		メディカル・アシスタント業務の中に、看護補助だけではなく、医師の補助業務も含まれるのでしょうか？ 含まれる場合、どのような業務を想定されていますでしょうか？	No.123の質問及び回答をご参照ください。
126	P2	第1	1	(6)	キ	(キ)		メディカルアシスタント業務とは看護補助(医療作業)業務と考えてよろしいでしょうか。またその他想定されている内容がありましたらご教示下さい。	No.123の質問及び回答をご参照ください。
127	P2	第1	1	(6)	キ	(キ)		メディカル・アシスタント業務とは、どのような業務を想定されていますか？	No.123の質問及び回答をご参照ください。
128	P2	第1	1	(6)	キ	(キ)		「メディカル・アシスタント業務」とは、病棟又は外来における看護補助等の医療作業を行う業務との理解で宜しいでしょうか？ また、当該業務は患者へのボディタッチを要する業務も含まれるのでしょうか？	No.123の質問及び回答をご参照ください。
129	P2	第1	1	(6)	キ	(キ)		「(キ)メディカル・アシスタント業務」とは、どのような業務を想定されているのでしょうか。	No.123の質問及び回答をご参照ください。
130	P2	第1	1	(6)	キ	(キ)		「メディカル・アシスタント業務」とは具体的にどのような業務でしょうか。  質問の背景：当該業務の範囲がやや不明瞭の場合、SPCが負担するリスク(損害賠償責任など)が判断しにくくなります。	No.123の質問及び回答をご参照ください。
131	P2	第1	1	(6)	キ	(キ)		医療関連事務業務とは従前の医療事務業務、メディカル・アシスタント業務とは従前の看護補助業務と、ほぼ同様な業務と捉えてよろしいでしょうか。 詳細は入札説明書等で示すとありますが、業務概要についてご教示いただけないでしょうか。	No.121及びNo.123の質問及び回答をご参照ください。
132	P2	第1	1	(6)	ク	(ア)		ロビー、廊下、病棟階などには、観葉植物等のプランターを設置するのでしょうか。設置する場合は、園芸業者からのレンタル等になると思いますが、その場合の費用負担は病院側であり、事業契約に含まれないと考えて宜しいでしょうか。維持管理業務としては、植栽管理として水遣りなどを考慮する必要がありますでしょうか。その場合は、何箇所くらいを想定されておりますでしょうか。	施設の環境整備及びその維持管理については、事業者の提案の範囲に含むと考えています。施設アメニティの向上等の観点から優れたご提案を期待しています。
133	P2	第1	1	(6)	ク	(ア)		医療機器の調達支援業務は初期投資に関わる医療機器の調達だけでしょうか。毎年の新規購入や更新などは業務の範囲には含まれていないと理解して宜しいでしょうか。	医療機器調査・調達支援業務の内容は、現病院の医療機器の調査、医療機器の移行計画の策定、医療機器の移設・設置に関する調整 移行時における医療機器の新規調達支援を想定しております。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。なお、運営開始後の調達支援については、医療機器保守点検業務に含むことを想定しております。
134	P3	第1	1	(6)	ク	(ア)		医療機器調査業務とは具体的にどのような調査でしょうか？御教示下さい。 また、民間事業者は調達支援を行うものであり、事業者が調達するものではないとの理解で宜しいでしょうか？ 尚、民間事業者が調達必要なものがあるのでしたらその範囲を御教示下さい。	No.133の質問及び回答をご参照ください。
135	P3	第1	1	(6)	ク	(ア)		医療機器調査・調達支援業務とはどのような業務を想定されていますでしょうか。	No.133の質問及び回答をご参照ください。
136	P3	第1	1	(6)	ク	(ア)		SPCが実施する業務は医療機器の調達支援であり、調達そのものは市が実施するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	P3	第1	1	(6)	ク	(ア)		当項目業務におきましては、移行時のみの支援業務であるという理解であり、整備運営事業開始後の機器更新時における支援業務は含まれないという判断でよろしいでしょうか。 又、当業務に参画しようとする法人が公共側調達機器(診療材料等も含む)の直接窓口企業であっても問題は無いのでしょうか。	前段はNo.133の質問及び回答をご参照ください。なお、医療機器の調達支援業務に関わる法人は、利害相反の観点から、調達機器の入札参加資格者となることは望ましくないと考えております。
138	P3	第1	1	(6)	ク	(ア)		医療機器調査・調達支援業務、什器備品調査・調達支援業務とありますが、調達は神戸市様で行われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	P3	第1	1	(6)	ク	(ア)		医療機器及び什器備品の調達は市が実施する(PFI対象外)と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	P3	第1	1	(6)	ク	(ア)		「(ア)医療機器調査・調達支援業務」「(イ)什器備品調査・調達支援業務」の「調査業務」とは具体的にどのような業務を想定されていますか？ また、「支援業務」とあるのは調達業務自体は市が直接行い、事業者は支援業務のみが対象業務になるとの理解で宜しいでしょうか？	No.133及びNo.146の質問及び回答をご参照ください。
141	P3	第1	1	(6)	ク	(ア)		医療機器および什器備品の調査・調達支援とありますが医療機器及び什器備品の調達業務は事業者の業務に含まれるのでしょうか。含まれる場合、事業者の調達する医療機器及び什器備品リストは何時公表されるのでしょうか。	No.133及びNo.146の質問及び回答をご参照ください。
142	P3	第1	1	(6)	ク	(ア)		「支援業務」について具体的な業務範囲・内容・リスク分担についての考え方を示して下さい。	No.133、No.146、No.152及びNo.155の質問及び回答をご参照ください。

	ページ	章	項	節	細節	項目1	項目2	質問	回答
143	P2	第1	1	(6)	ク	(ア)		既存病院の医療機器の調査において、メーカーやメンテナンス会社のヒアリングは出来るのでしょうか。	調査方法については、ご提案に委ねます。
144	P2	第1	1	(6)	ク	(ア)		医療機器調査業務及び什器備品調査業務とは、具体的にどのような形式を想定されていますでしょうか。	No.143の質問及び回答をご参照ください。
145	P3	第1	1	(6)	ク	(イ)		什器備品の調達の範囲はどのようなものを想定されておられますでしょうか。鋼製小物、看護備品、災害備蓄備品なども含まれるのでしょうかご明示願います。	什器備品の調達の範囲についての詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
146	P3	第1	1	(6)	ク	(イ)		什器備品の調達支援業務は初期投資に関わる什器備品の調達でしょうか。毎年の新規購入や更新などは業務の範囲には含まれていないと理解して宜しいでしょうか。	什器備品調査・調達支援業務の内容は、現病院の什器・備品の調査、什器・備品の移行計画の策定、移行時における什器・備品の調達支援、を想定しておりますが、詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。なお、運営開始後の調達支援については、物流管理運営業務に含むものと考えています。No.73の質問及び回答をご参照ください。
147	P3	第1	1	(6)	ク	(イ)		什器備品調査・調達支援業務とはどのような業務を想定されていますでしょうか。	No.146の質問及び回答をご参照ください。
148	P3	第1	1	(6)	ク	(イ)		移行支援業務に「什器備品調査・調達支援業務」がありますが、運営開始後の調達支援は事業者の業務範囲外になるのでしょうか。	No.146の質問及び回答をご参照ください。
149	P3	第1	1	(6)	ク	(イ)		SPCが実施する業務は什器備品の調達支援であり、調達そのものは市が実施するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	P3	第1	1	(6)	ク	(ウ)		医療廃棄物の取り扱いについて、清掃業務の業務範囲は集積場所までの集配までとし、廃棄物処分業者との契約はその性格から、市民病院が行い、処分費用も病院からの支払いであり、事業契約金額に含まれないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	P3	第1	1	(6)	ク	(ウ)		施設維持管理業務にある清掃業務には政令8業務で定義される清掃業務も含まれていると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	P3	第1	1	(6)	ク	(ウ)		開院前リハーサルを行う際には、竣工引渡し前に行うのか、引渡しを受けた後に行うのかによって、部分引渡しの事務処理などの手続き、管理責任、費用負担などが不明確となります。また、その間の警備員、保険などを考慮しなければならないので、あくまでもPFI事業契約の範囲は支援業務であり、リハーサルを行うにあたって係る経費は事業契約外とし、別途市の負担と考えて宜しいでしょうか。	開院前リハーサル支援業務は、リハーサル計画の作成、部門トレーニングの実施、部門及び全体リハーサルの実施を想定しております。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
153	P3	第1	1	(6)	ク	(ウ)		開院前リハーサル支援業務とは、具体的にどのような業務を想定されているのでしょうか。	No.152の質問及び回答をご参照ください。
154	P3	第1	1	(6)	ク	(ウ)		開院前リハーサル支援業務の具体的内容を御教示下さい。	No.152の質問及び回答をご参照ください。
155	P3	第1	1	(6)	ク	(エ)		引越し支援業務は、入院患者さんの移行は計画のみで、患者搬送車や軽度の方の移送に使うバス・タクシー等の経費及び実行は別途市が契約される業者と契約されるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、引越し業務はPFI対象外ですが、引越し計画の策定や、事業者との調整は事業範囲に含むものと想定しております。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
156	P3	第1	1	(6)	ク	(エ)		引越し支援業務に患者の引越し支援も含まれますか。	ご理解のとおりです。
157	P3	第1	1	(7)				市に所有権を移転しとありますが、施設整備費については市の起債によりかつ出来高払いされるのであれば、当初から所有権は市にあるのでしょうか。	原則として他の公共工事に準じたものと考えており、本件病院施設の所有権の移転時期は、引渡し時と考えています。
158	P3	第1	1	(7)				不動産取得税は課税されないという理解で宜しいでしょうか。	本事業においては、不動産取得税は課税されないものと理解しておりますが、最終的には管轄する官公庁の判断になることにご留意ください。
159	P3	第1	1	(7)				過去の説明会等にて「施設整備費(建築等)は起債にて行う旨」の御説明ありましたが、起債にて行うもの整備の内容(範囲)及び支払方法を具体的に御教示下さい。また、民間事業者の資金にて取得必要なもの御座いましたら御教示下さい。	実施方針P14「第3 4 提供されるサービスに対する対価の支払い」に記載のとおりです。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
160	P3	第1	1	(7)				事業方式はBTOですが、事業資金は起債により調達するのでしょうか。民間の資金調達も考慮されているのでしょうか。いずれでしょうか。選択した理由もお教えください。	No.159の質問及び回答をご参照ください。なお、BTO方式を選択した理由については、「新中央市民病院基本計画」にお示ししておりますので、ご参照ください。
161	P3	第1	1	(8)				設計・建設期間約3年3ヶ月には開設準備期間も含んでいるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	P3	第1	1	(8)				設計・建設期間が約3年3ヶ月から変更になった場合は、事業の終了時期も平成53年春から変更になる(維持管理・運営期間が30年から変更されることはない)という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、詳細については、提案書等に基づき、市と事業者が協議により決定します。
163	P3	第1	1	(8)				中長期修繕が施設メンテナンス業務に含まれる場合、提案スケジュールに基づき必ず行うのでしょうか。また、上限額の設定のみで、建物診断を行い実行スケジュールを立て行うのでしょうか。その場合の計画実行の承認は市が行い、その責任は市が行うのでしょうか。	No.61の質問及び回答をご参照ください。

	ページ	章	項	節	細節	項目1	項目2	質 問	回 答
164	P3	第1	1	(8)				事業期間の終了措置について入札説明書等に定める性能を満足する状態に保っていることとありますが、これは施設メンテナンス業務には資本的支出を伴う中長期修繕が含まれると考えて宜しいでしょうか。	No.61の質問及び回答をご参照ください。
165	P3	第1	1	(8)				「事業期間終了時に、病院施設等が入札説明書等に定める性能を満足する良好な状態を保つ」とありますが、どのような常態であるのか、その基準の提示をお願いします。事業期間終了前に大規模修繕を行う必要があるという意味でしょうか。	事業期間終了時に求める性能については、入札公告時までに明らかにする予定です。 大規模修繕についてはNo.61の質問及び回答をご参照ください。
166	P3	第1	1	(8)				事業期間について、「維持・運営期間は30年とする」とありますが、情報システムについては、平成18年6月 神戸市保険福祉局発行 新中央市民病院基本計画 p28 対象事業期間では、「情報システムは開発サイクルが短く、病院開院後の技術の進歩が予想され、現時点で更新に必要な費用を見込むことが困難であることから、システム保守管理の事業期間は当初5年間と想定しました。」、平成18年6月 神戸市福祉局発行「市民の皆様からのご意見と神戸市の考え方」p32(事業期間におけるサービス水準の確保について)市の考え「なお、医療情報システムは技術進展が著しく、システム水準や保守管理費を当初契約で全て明確にすることは困難なため、システムの保守管理は当初5年間とし、6年目以降については、それまでのシステム保守管理業者を含めた複数の業者から、新たなシステムの整備・保守管理に関して提案を受けることを考えています。」とあります。今回の実施方針では情報システムに関する具体的な事業期間の記載がありませんが、現時点でのお考えをお示しただけないでしょうか？	No.70の質問及び回答をご参照ください。
167	P3	第1	1	(8)				維持管理・運営期間は30年とありますが、基本計画説明において、「医療情報システム運営保守業務は5年間」と限定されていましたが、「30年に変更した」と理解すれば宜しいでしょうか？御教示下さい。また、医療情報システムの決め方を具体的に御教示下さい。	医療情報システム運営保守業務はNo.70の質問及び回答をご参照ください。医療情報システムの協法力人の決定方法については、事業者の提案に基づきますが、システムを使用する病院スタッフの意向も取り入れられるような方法の提案を期待しています。
168	P3	第1	1	(9)				「事業期間終了時に、病院施設等が入札説明書等に定める性能を満足する良好な状態」との記載がありますが、経年劣化部分の改修、または設備の大規模改修等の 必要がありますでしょうか？事業終了時の要求水準の具体的内容を御教示下さい。	No.165の質問及び回答をご参照ください。
169	P3	第1	1	(9)				事業者は事業期間終了時に病院施設等が入札説明書等に定める性能を満足する良好な状態を保っていなければならない、そのことについて、市の承認を得るものとすると思いますが、大規模修繕はPFI事業範囲内という考えでしょうか。	No.61の質問及び回答をご参照ください。
170	P3	第1	1	(9)				対象業務に修繕業務の記載がありませんが、対象外と考えて宜しいでしょうか。	No.61の質問及び回答をご参照ください。
171	P3	第1	1	(9)				事業期間終了後の措置で、事業期間終了時に、病院施設等が入札説明書等に定める性能を満足する良好な状態を保っていなければならないとありますが、通常の維持管理業務を実施した上で30年の経年劣化に対する許容範囲をお示し下さい。また事業契約書(案)等で、将来において神戸市様と事業者とに齟齬が起きないような具体的な指標が、事前(提案時)に示されることの理解でよろしいでしょうか。	No.165の質問及び回答をご参照ください。
172	P3	第1	1	(9)				「市の承認を得る」とありますが、承認の基準をお示し下さい。	No.165の質問及び回答をご参照ください。
173	P3	第1	1	(9)				事業期間後の措置とし、入札説明書に定められるとのことですが基本的な考え方として、事業期間中に市が機能の充足等の目的で行う改修工事(事業外)における措置についてのお考えをお教えください。	原則として、実施方針P23「資料1リスク分担表No.57、No.58及びNo.59」に記載のとおりとします。詳細については、市と事業者との協議によります。
174	P3	第1	1	(9)				「事業期間終了後の措置」において、事業期間終了時の施設の状態について「市の承認を得る」とありますが、ご承認いただける基準を明示いただけませんか。なお、本事業がBTOであることを鑑みれば、承認の対象は、SPCが専ら使用している部分、つまりSPCの責によって劣化した施設部分という意味と理解いたしますが、よろしいでしょうか。 また、範囲をあらかじめ、市で特定されておりましたらご指示をお願いします。	No.165の質問及び回答をご参照ください。ただし、承認の対象は本事業の対象となる施設全体と考えます。
175	P3	第1	1	(10)				(10)事業スケジュールにおける開設準備期間はウ 病院施設の完成もしくは、エ 維持管理・運営業務開始のどちらに該当いたしますか。また、(7)事業方式でBTO方式とする記述されていますが、市に所有を移管する時期は建物の竣工時、運営開始時どちらでしょうか。	No.157及びNo.161の質問及び回答をご参照ください。
176	P3	第1	1	(11)				事業に必要とされる関係法令及び市の条例、規則、要綱名の公表及び開示をお願い致します。	市として特に留意すべきと考える主な関係法令等については、入札公告時までに例示することも考えていますが、基本的には各業務を実際に行うことになる事業者が把握すべきものであると考えています。なお、市の条例・規則は公開されていますし、要綱については、必要に応じて市の関係部署にご確認ください。
177	P4	第1	2	(3)				特定事業の選定結果の公表時には、PSC、VFM、現在価値への割引率を公表いただけますでしょうか。	市が想定するVFM及び割引率については、特定事業の選定の公表と合わせて公表する予定です。

	ページ	章	項	節	細節	項目1	項目2	質 問	回 答
178	P4	第1	2	(3)				本件事業は業務内容が多様な為、神戸市と事業者(提案者)との間で、目線のすり合わせが必要と考えます。従って、入札公告時にはVFMとPSC、また入札における上限価格を御提示頂けるのでしょうか？	No.177の質問及び回答をご参照ください。予定価格は原則として公表する予定です。
179	P4	第1	2	(3)				「評価内容と合わせて、速やかに公表する」とありますが、公的財政負担の総額が公表されるとの理解で宜しいでしょうか。	No.177の質問及び回答をご参照ください。
180	P5	第2	1	(2)				事業契約締結は議会承認をもって行われるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業の契約締結は、地方公営企業法第四十条第一項の規定の適用があるものの業務に関するものに該当するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令の規定に従い、議会の議決は必要ではありません。
181	P5	第2	1	(2)				参加資格確認書類の提出締切り日より前に、余裕をもって入札説明書等の質問回答を公表して頂けますか？	頂いたご意見を参考に、今後検討してまいります。
182	P5	第2	1	(2)				「実施方針に関する質問の回答」に対する質問は、入札説明書等の質問時にできるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等の質問時には、入札説明書等に関する質問をしていただくことを想定しております。
183	P5	第2	1	(2)				「その他、現病院見学会等を行うことを予定している。」とのことですが、見学会は入札公告以前、若しくは参加資格確認書類の提出以前に開催の予定はございますでしょうか？	現病院見学会等については、参加資格確認後を想定しております。
184	P5	第2	1	(2)				【質問】 選定の手順及びスケジュールにおいて、「平成18年11月～平成19年1月入札説明書等の質問回答」とありますが、この間の質疑は何回を想定されておりますでしょうか。 【意図・背景】 入札説明書・要求水準書等への質疑は、入札の前提条件・解釈を確認するために重要なポイントとなります。1～2回程度であると十分に理解できない部分が残ることが懸念されます。概ね3回程度が妥当ではないかと考えております。	必要な場合には、複数回の質疑を行うことを想定しております。
185	P5	第2	1	(2)				今後、入札までの官民対話の進め方についてお伺いいたします。  統括マネジメントについての官民対話には、代表企業は当然として、統括マネジメント業務についての支援を行う協力法人が参加することは可能でしょうか。	現時点では、参加資格確認後、現病院見学会等を予定しています。その際にはグループによる対話も想定しています。
186	P5	第2	1	(2)				今後のヒアリング等のスケジュールはどのように考えればよろしいですか。また、選定までに何回程度行う予定ですか。ご教示ください。	No.185の質問及び回答をご参照ください。
187	P5	第2	1	(2)				今後応募者候補との競争的対話は予定されているのでしょうか。	No.185の質問及び回答をご参照ください。
188	P5	第2	1	(2)				入札公告の前に、要求水準書(案)の公表及びそれに対する質疑・意見の受付が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	No.33の質問及び回答をご参照ください。
189	P5	第2	1	(2)				要求水準書及び事業契約書(案)は、いつ公表される予定ですか？	No.33の質問及び回答をご参照ください。
190	P5	第2	1	(2)				入札説明書の説明会から参加資格確認書類の提出締切までが短期間で、参加申し込みにはアライアンス組成、社内決裁など重要な手続きが必要ですので、前広に手続きを行うためにも事業の全貌を示す要求水準書(案)、事業契約書(案)を早急に公表いただけませんかでしょうか。	No.33の質問及び回答をご参照ください。
191	P5	第2	1	(2)				スケジュールによると入札説明書の公示は11月上旬となっておりますが、本計画を実際に図面化して検討に入るために、要求水準書(案)の段階でも示していただけるとありがたいと考えております。病院全体の考え方、および各部門の考え方等を把握できる資料(案)を開示ください。	No.33の質問及び回答をご参照ください。なお、病院全体の考え方等については、「新中央市民病院基本構想」及び「新中央市民病院基本計画」をご参照ください。
192	P5	第2	2	(1)				「統括マネジメント業務を行う人材については、原則として開院後2年が経過するまでは、同一の人材が当該業務に当たるものとする」とありますが、組織として、統括マネジメント業務水準を維持する、もしくは、同等レベルの人材を準備することで、人材の交代を検討頂くことは可能でしょうか。	統括マネジメント業務においては、No.5の回答で示した各業務の責任者は、原則として、開院後2年が経過するまでは同一の人材が当該業務に当たるものと考えておりますが、やむを得ない場合には、市の承認があれば可能と考えております。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
193	P6	第2	2	(1)				応募者、即ち代表法人、協力法人の参加資格要件についてご質問します。 本日現在、平成19年6月迄神戸市より指名停止となっている法人があり、その法人の主たる業務が設計、建設、工事監理の何れかである場合、実施方針第2-2-(2)にある「本事業の参加資格を有するか否かの認定に関する申請書」を市に提出すれば、開札時(平成19年8月)に参加資格があれば、落札者の協力法人として本事業への関与が可能、と理解して宜しいでしょうか。	実施方針P7「第2 2(2) 応募者の参加資格要件」に記載のとおり、応募者は原則として、参加資格確認基準日に、資格要件を満たしていなければならず、基準日に指名停止中の法人が応募者として参加することはできません。ご質問の例外規定の趣旨は、本事業がWTO政府調達協定適用事業であることから、入札公告時に市の一般競争入札参加資格の認定を受けていない法人に、認定を受けるための時間的猶予を与え、広く門戸を開くことであり、その他のケースを対象としたものではありません。なお、協力法人の選定要件については、実施方針P10「第2 2(3) 協力法人の選定要件」に記載のとおりです。また、開札日等の詳細については、入札公告時までに明らかにする予定です。

	ページ	章	項	節	細節	項目1	項目2	質問	回答
194	P6	第2	2	(1)	ア			SPCに対して必要な人材等を提供するとは、応募者がSPCと出向契約を締結して人材を派遣し統括マネジメント業務を実施するという理解で宜しいでしょうか。 応募者とSPCが業務委託契約を締結し統括マネジメント業務を実施することは可能でしょうか。	前段について、SPCの実施体制については、提案に委ねるものとし、後段については、統括マネジメント業務そのものを協力法人が担うような提案は、実施方針P6「第2 2 事業者の基本的要件」に反し、本事業への参加資格を満たさないものと判断いたします。
195	P6	第2	2	(1)	ア			落札後に設立されるSPCに、入札時点で構成員となっていないものが、SPCの株主となっても宜しいでしょうか。	出資構成に関する提案内容は入札提案の一部を構成しており、提案内容の同一性及び事業実施の担保性確保の観点から、株主の変更及び追加を原則として認めません。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
196	P6	第2	2	(1)	ア			特定の業務を受託しない単なる出資者は、構成員として認められますか？	実施方針P6「第2 2(1) 事業者の構成」に記載のとおり、応募者はSPCに出資すること及びSPCが行う統括マネジメント業務を行うために必要な人材等を提供することを要件としておりますので、出資だけを行う構成員は想定していません。
197	P6	第2	2	(1)	ア			必要な人材の提供について、公共工事の場合には行政側が工事監督職員を置きますが、本件はPF事業であり、工事発注の責務はSPCにあることから、SPCが工事監督職員を置かなければならないのでしょうか。その場合は統括マネジメント業務の範囲として考えるのでしょうか。また、置く必要はないのかご教授下さい。	統括マネジメント業務の内容は、No.5の回答でお示したとおりですが、ご指摘の事項は、コンストラクションマネジメント業務に含まれるものと考えております。
198	P6	第2	2	(1)	ア			「統括マネジメントを行う者は開業2年経過時まで同一の者があたる」記載ありますが、統括マネジメントの業務内容を具体的に御指示下さい。説明会において、PM、CM/FM、SM、OSM業務者が「開業2年まで同一人物」との御説明がりましたが、「開業2年まで同一人物」が必要な業務を具体的に御指示下さい。また これらの業務は兼務することは可能でしょうか？	についてはNo.5の質問及び回答をご参照ください。 についてはNo.192の質問及び回答をご参照ください。 についてはご理解のとおりです。
199	P6	第2	2	(1)	ア			「統括マネジメント業務を行う人材」は、代表法人に限定されるのでしょうか。	実施方針P6「第2 2(1)ア 応募者の定義」に記載のとおり、代表法人及びその他の構成員から人材を提供することを想定しています。なお、統括マネジメント業務の範囲についてはNo.5の質問及び回答をご参照ください。
200	P6	第2	2	(1)	ア			「応募者は、落札後に設立する特別目的会社(以下、「SPC」という。)に出資を行うとともに、SPCが行う統括マネジメント業務を行うために必要な人材等を提供することとする。なお、統括マネジメント業務を行う人材については、原則として開院後2年が経過するまでは、同一の人物が当該業務に当たるものとする。」とありますが、具体的な統括マネジメント業務における定義、及び要件をお示し下さい。	No.5の質問及び回答をご参照ください。
201	P6	第2	2	(1)	ア			応募グループとして応募する場合、全ての構成員の出資が必要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
202	P6	第2	2	(1)	ア			SPCが行う統括マネジメント業務を行うために必要な人材等を提供することを予定しない企業は、応募者ではなく協力法人として本事業に参画するという理解で宜しいでしょうか。例えば建設会社が建設業務のみを担当する場合は、応募者ではなく協力法人という位置付けになるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	P6	第2	2	(1)	ア			「応募者は、～SPCが行う統括マネジメント業務を行うために必要な人材等を提供すること」と記載されていますが、代表法人以外の構成員からの提供も義務付けられるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
204	P6	第2	2	(1)	ア			統括マネジメント業務を行う人材について、提案書提出の段階で特定の人物を挙げる必要がありますか？	原則としてご理解のとおりです。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
205	P6	第2	2	(1)	ア			統括マネジメント業務を行う人材については、原則として開院後2年が経過するまでは、同一の人物が当該業務に当たるものとする。とありますが、建設期間、運営期間とフェーズ毎に必要なとされる人材の資質が異なって来ますがここで述べられている人材とは、統括マネージャー等を示すものなのでしょうか。想定されている範囲をお示し下さい。	No.192の質問及び回答をご参照ください。
206	P6	第2	2	(1)	ア			「なお、統括マネジメント業務を行う人材については、原則として開院後2年が経過するまでは、同一の人物が当該業務に当たるものとする。」とありますが、統括マネジメント業務を複数人で行う場合は、全員が上記義務を負うのでしょうか。それとも、統括マネジメント業務の責任者に課された義務という理解でよろしいのでしょうか。	No.192の質問及び回答をご参照ください。
207	P6	第2	2	(1)	ア			統括マネジメント業務を行う責任者の変更は原則開院後2年間が経過するまで認めないとありますが、人事異動や退職等変更を申請せざるを得ない事情が出てきた場合はどうなるのでしょうか？また変更を認める止むを得ない事態とはどういった事態を想定されますでしょうか。	No.192の質問及び回答をご参照ください。
208	P6	第2	2	(1)	ア			「統括マネジメント業務を行う人材…同一の人物が当該業務に当たるものとする」とありますが、「同一の人物」とは SPCの統括責任者(CEO)のみを意味するのですか？ それとも統括マネジメント業務を行う全ての人材を意味しているのですか？ 場合どのようなSPC組織を想定しておりますか。またどのスタッフレベルまでを対照に考えておりますか。	No.192の質問及び回答をご参照ください。なお、SPCの組織については、提案に求めます。

	ページ	章	項	節	細節	項目1	項目2	質 問	回 答
209	P6	第2	2	(1)	ア			SPCに求められる統括マネジメント業務とは、具体的にどのような業務でしょうか、ご教示下さい。 また、「統括マネジメント業務を行う人材について、原則として開院後2年が経過するまでは、同一の人材が当該業務に当たるものとする」とありますが、固定化を必要とする「統括マネジメント業務を行う人材」とは具体的にどこまでの人材を指すのでしょうか(SPCのCEOのみでしょうか)? 更に、当該人材は「いつ時点から、開院後2年が経過するまで当該業務に当たる必要がありますでしょうか、ご教示下さい。	No.192の質問及び回答をご参照ください。なお、統括マネジメント業務は、事業契約締結後に開始するものと考えております。
210	P6	第2	2	(1)	ア			落札後に何らかの事由で、代表企業以外の構成員が出資できなくなった場合、落札後に設立されるSPCに必ずしも出資しなくても良いでしょうか。	No.195の質問及び回答をご参照ください。
211	P6	第2	2	(1)	ア			SPCに後から出資し参加することは認められるでしょうか。 例えば、応募時にSPCの参加資格要件を満たさない企業が後から参加することができるのでしょうか。	No.195の質問及び回答をご参照ください。
212	P6	第2	2	(1)	ア			協力法人のSPCへの出資は可能でしょうか。	実施方針P6「第2 2(1)ア 応募者の定義」に記載のとおり、SPCに出資するものは構成員に限ります。なお、No.195の質問及び回答をご参照ください。
213	P6	第2	2	(1)	ア			SPCへの出資者は代表法人及び構成員のみとし、その他出資者としての第三者の出資は認められないということでしょうか。	No.195及びNo.196の質問及び回答をご参照ください。
214	P6	第2	2	(1)	ア			統括マネジメントを行う人材は専任且つ常駐することを義務づけるのでしょうか、またマネジメントを行う人材の派遣は代表法人に限らず構成員であればよいとの理解でよろしいでしょうか。	No.199の質問及び回答をご参照ください。専任且つ常駐の範囲などの実施体制については原則として提案に求めます。なお、詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
215	P6	第2	2	(1)	ア			「応募者は、落札後に設立する特別目的会社(以下、「SPC」という。)に出資を行うとともに、SPCが行う統括マネジメント業務を行うために必要な人材等を提供することとする。なお、統括マネジメント業務を行う人材については、原則として開院後2年が経過するまでは、同一の人材が当該業務に当たるものとする。」とありますが、この人材は専任で選定する必要がありますか?	No.214の質問及び回答をご参照ください。
216	P6	第2	2	(1)	ア			統括マネジメントを行う人材について 資格要件はありますか、どの時点(参加資格確認書類提出時、入札及び提案書の提出時、落札後)で表明するのでしょうか。	についての詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。については現在のところ入札提案書の提出時を想定しています。
217	P6	第2	2	(1)	イ			参加資格確認書類提出時、応募グループは代表法人のみを明らかにすれば宜しいのでしょうか? また、参加資格確認書類提出時の構成員を入札提案時までに追加、または変更することは可能ですか?	前段については、代表法人だけでなく構成員についても明らかにする必要があります。後段については、実施方針P7「第2 2(1)カ 応募法人等の変更及び追加」に記載のとおり、参加資格の喪失時以外は原則として認めません。
218	P6	第2	2	(1)	イ			応募グループは代表法人を1社決め、参加資格確認書類の提出時に明らかにするとありますが、当然のことながら代表以外の構成員も明らかにする必要があるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
219	P6	第2	2	(1)	イ			代表法人以外の株主については、株式の譲渡及び株主の変更は市への通知のみで宜しいでしょうか。	株式の譲渡及び株主の変更については、市の承認を条件とさせていただきますことを想定しています。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
220	P6	第2	2	(1)	イ			代表法人は過半数の議決権を保有することとありますが、議決権のない株主がある場合、持ち株比率が全株主の2分の1を超えなくても過半の議決権が確保されれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
221	P6	第2	2	(1)	イ			代表法人はSPCの株式議決権の1/2の保有を必要とされておりますが、代表法人及び当該法人の子会社(100%)と合せて1/2の保有という考え方は基本的要件を満たさないでしょうか。	ご指摘の事項は、実施方針P6「第2 2(1)イ 代表法人の選定」の条件を満たしていないと理解しております。
222	P6	第2	2	(1)	イ			代表法人がSPCの全議決権の2分の1を超える議決権を保有することを要件とした場合、SPCは会計上代表法人の連結対象となり、その結果バランスシートへの負担が必要以上に重くなることもあり得ますが、「応募グループの全議決権の2分の1を超える議決権を保有する」としていただけますか。	実施方針P6「第2 2(1)イ 代表法人の選定」に記載のとおりとします。
223	P6	第2	2	(1)	イ			「構成員」と「協力法人」の違いについて教えてください。	実施方針P6「第2 2(1) 事業者の構成」に記載のとおりです。
224	P6	第2	2	(1)	イ			「協力法人」は落札後SPCに出資することはできないと解釈して宜しいでしょうか。(増資時を含めて)	No.195の質問及び回答をご参照ください。
225	P6	第2	2	(1)	イ			総括マネジメント業務についての支援、設計業務、建設業務、工事監理業務を行なう協力法人については予定される法人名を入札提案書に明らかにするよう求められていますが、選定要件確認基準日は落札者が決定した後となっています。事業者選定時にそれらの企業が資格要件を満たしているかどうか確認しないにも関わらず、企業名を明らかにする理由は何でしょうか。	総括マネジメント業務についての支援、設計業務、建設業務及び工事監理業務の4業務については、提案の実現可能性を確認するため、入札提案書において協力法人であっても明記することとしております。
226	P6	第2	2	(1)	イ			総括マネジメント業務についての支援、設計業務、建設業務、工事監理業務を行なう企業が構成員である場合には、これらの企業の実績等については審査の対象となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

	ページ	章	項	節	細節	項目1	項目2	質 問	回 答
227	P6	第2	2	(1)	イ			総括マネジメント業務についての支援、設計業務、建設業務、工事監理業務を行なう協力法人については予定される法人名を入札提案書に明らかにするよう求められていますが、選定要件確認基準日は落札者が決定した後であるため、これらの協力法人の資格や実績等については審査の対象とならないと考えてよろしいでしょうか。	資格や実績等については、提案の実現可能性を担保するための確認事項の一つと考えております。詳細は入札公告時まで明らかにする予定です。
228	P6	第2	2	(1)	イ			総括マネジメント業務についての支援、設計業務、建設業務、工事監理業務を行なう協力法人については予定される法人名を入札提案書に明らかにするよう求められていますが、選定要件確認基準日は貴市との事業契約締結後となります。そのため、貴市議会での事業契約議決に際しては実際に業務を行う協力法人が確定しない状態となりますが、特に問題は起こらないと考えてよろしいのでしょうか。また、実際に業務を行なう協力法人が確定しないことを理由に貴市議会にて事業契約が否決された場合には、貴市のリスクと考えてよろしいのでしょうか。	No.180の質問及び回答をご参照ください。
229	P6	第2	2	(1)	イ			統括マネジメント業務の人材について「原則として開院後2年間」とありますが総括マネジメント業務の開始は、開院時と認識して差し支えないでしょうか。	No.209の質問及び回答をご参照ください。
230	P6	第2	2	(1)	ウ			医療情報システムの構築・運営・保守業務を行う協力法人の選定はSPCが市と共同で行うシステム仕様書作成後に行うとありますが、システム仕様書の内容が入札提案書の内容と異なる場合は価格の調整をしていただくと理解して宜しいでしょうか。	実施方針P21「資料1 リスク分担表No.26」に記載のとおりとなります。
231	P6	第2	2	(1)	ウ			医療情報システムについては、仕様書作成をSPCと市が共同で行うとされています。要求水準書にシステムの概要が示され、入札時に事業者が提案した仕様を上回る仕様を、後に市から求められた場合には、「市の指示による変更」として処理されるとの理解でよろしいでしょうか。	No.230の質問及び回答をご参照ください。
232	P6	第2	2	(1)	ウ			医療情報システムの構築・運営・保守業務を行う協力法人の選定については、SPCが神戸市様と共同で行うシステム仕様書作成後に行うとありますが、仕様書内容及び協力法人の選定方法によっては、入札価格との乖離が発生する可能性があります。当該リスクは神戸市様の分担との理解でよろしいでしょうか。	No.230の質問及び回答をご参照ください。
233	P6	第2	2	(1)	ウ			医療情報システムの構築・運営・保守業務を行う協力法人の選定はSPCが市と共同で行うシステム仕様書作成後に行うとありますが、業者・ベンダーの選定そのものに市の査定や承認など関与されるのでしょうか。	No.167の質問及び回答をご参照ください。
234	P6	第2	2	(1)	ウ			「医療情報システムの構築・運営・保守業務を行う協力法人の選定については、SPCが市と共同で行うシステム仕様書作成後に行うものとし、その条件等の詳細については入札説明書等で示す。」とありますが、仕様書作成後に実施される協力法人の選定は入札を想定されていますか？入札の場合は神戸市殿が実施されるのですか？SPCが実施するのですか？	No.167の質問及び回答をご参照ください。
235	P6	第2	2	(1)	ウ			医療情報システム構築を行う企業と運営保守業務を行う企業が同一であるかのような記述となっていますが、運営保守業務はSPCが単独で選定できると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、医療情報システムの確実な運営・保守業務を行っていただける協力法人を選定して下さい。なお、No.167の質問及び回答をご参照ください。
236	P6	第2	2	(1)	ウ			SPCが市と共同でシステム仕様書を作成するのとありますが、どの範囲までを想定しているのでしょうか。基本方針に従ってマルチベンダ方式を採用するので、仕様書がハードウェアとソフトウェアに分割され、更には各種ハードウェア及び各サブシステムごとに分割され、かなりの数の仕様書となりますが、共同に仕様書を作成するのはどの範囲なのでしょう。事業者が実施する業務に対するサブシステムまで、仕様書を共同で作成し、サブシステムを構築する協力企業の選定は仕様書作成後となるのでしょうか。	医療情報システム構築業務は、医療情報システムの構築(ソフトウェア開発、ハードウェア・ネットワーク整備) マスター作成 システム稼働・立ち上げ 操作マニュアルの作成及び操作教育 情報システムリハーサル 既存データのシステムへの移行を想定しています。なお、各運営業務にかかる部門システムは、事業者による整備と考えております。医療情報システム構築の範囲等についての詳細は入札公告時まで明らかにする予定です。
237	P6	第2	2	(1)	ウ			「医療情報システム」の定義をお示し下さい。(業務領域、関連H/W、関連S/Wについて)	No.236の質問及び回答をご参照ください。
238	P6	第2	2	(1)	ウ			医療情報システムの構築・運営・保守業務を行う協力法人の選定については、SPCが神戸市様と共同で行うシステム仕様書作成後に行うとのことですが、具体的にはいつ頃を想定されていますでしょうか。	事業者選定後の協議としますが、基本的には提案に委ねます。
239	P6	第2	2	(1)	ウ			医療情報システムを構築する可能性のある事業者が応募グループ、または入札提案時に明らかにする協力法人、となることは可能ですか？	ご理解のとおりです。なお、システムマネジメント業務を行う法人は、利害相反の観点から、医療情報システムの協力法人候補者となることは望ましくないと考えております。
240	P6	第2	2	(1)	ウ			医療情報システムの構築・運営・保守業務を行う協力法人の選定は、SPCが市と共同で行うシステム仕様書作成後に行うとありますが、入札にあたって同業務に係る費用は除外するものと考えてよろしいでしょうか。	情報システム構築・運営・保守業務の費用については、PFI事業に含まれます。なお、事業範囲についてはNo.70の質問及び回答をご参照ください。

	ページ	章	項	節	細節	項目1	項目2	質 問	回 答
241	P6	第2	2	(1)	ウ			統括マネジメント支援業務、設計業務、建設業務、工事監理業務をそれぞれ複数の企業で行う場合は、全ての法人名を入札提案書で明らかにする必要があると理解して宜しいでしょうか。建設業務にJVを組成する場合は、入札提案書でJV構成員を全て明らかにする必要がある、落札後に後からJVに参加することはできないと解釈して宜しいでしょうか。	前段については、原則として、SPCから直接業務を受託又は請け負う協力法人は、全ての法人名を明らかにする必要があります。後段については、原則としてご理解のとおりと考えています。
242	P6	第2	2	(1)	ウ			統括マネジメント支援業務、設計業務、建設業務、工事監理業務をそれぞれ複数の協力法人が行う場合、予定される協力法人全てを入札提案書において明らかにする必要がありますでしょうか？	No.241の質問及び回答をご参照ください。
243	P6	第2	2	(1)	ウ			統括マネジメントについての支援業務を協力法人に委託してよいとありますが、統括マネジメントの支援業務はどの範囲までが許容されるのでしょうか。統括マネジメントはSPCまたは構成員が自ら行うことが求められていると解釈しており、統括マネジメントの主体部分を構成員でない協力法人に支援と称して委ねるのは事業の主旨に反すると思います。	統括マネジメント業務を実質的に担保するためには、当該業務を代表法人及び構成員で実施することが必要であると考えています。ご質問のような、統括マネジメントの大半を協力法人が担うような提案は、実施方針P6「第2 2 事業者の基本的要件」に反し、本事業への参加資格を満たさないものと判断いたします。
244	P6	第2	2	(1)	ウ			統括マネジメント業務についての支援、設計業務、建設業務、工事監理業務を協力法人が行う場合には、予定される協力法人を入札提案書において明らかにすることとありますが、この場合協力法人ですので、この時点で神戸市様の指名停止の措置を受けていた場合でも、その法人を提案書に明記することが可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
245	P6	第2	2	(1)	ウ			「...これらの時期に協力法人を明らかにしない場合は、入札提案書において、協力法人の選定方法、選定スケジュールを示さなければならない。」とありますが、入札提案書に協力法人を明示した場合は、協力法人の選定方法、選定スケジュール等の明示を省略可能との理解でよろしいでしょうか。また、省略可能な場合の協力法人の明示範囲は、対象業務をすべてカバーし且つどの協力法人がどの対象業務を請け負うかまでの明示が必要となりますでしょうか。更に、仮に落札後、入札提案書で明示した協力法人とその対象業務に変更は可能でしょうか。ご教示下さい。尚、応募者が複数の場合、審査において、協力法人を入札提案書に明示した応募者と、具体的な協力法人名は明示せずにその選定方法等のみを示した入札提案書を提出した応募者は、同等に評価、審査されるのでしょうか。協力法人の明示の有無は審査にどう影響するのでしょうか。	についてはご理解のとおりです。についての詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。については原則として認めません。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。及び については提案内容の実効性を確認するにあたって、明示の有無のみが評価の対象ではないため一律にお答えする性質のものではないと考えています。
246	P6	第2	2	(1)	ウ			「協力法人の選定」について提案提出時に「明らかにする場合」と「そうでない場合」の審査評価点への影響はありますか。	No.245の質問及び回答をご参照ください。
247	P6	第2	2	(1)	ウ			参加資格確認書類又は入札提案書にて協力法人を明らかにした場合でも、統括マネジメント業務についての支援、設計業務、建設業務、工事監理業務以外の業務であれば、協力法人の変更は認められるという解釈でよろしいでしょうか。	No.245の質問及び回答をご参照ください。
248	P6	第2	2	(1)	ウ			入札提案書において、協力法人の選定方法はどこまでの内容を示す必要がありますでしょうか。	詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
249	P6	第2	2	(1)	ウ			協力法人が事業者選定(落札)後にSPCに出資しSPCの構成員となることは可能でしょうか。	No.195の質問及び回答をご参照ください。
250	P6	第2	2	(1)	ウ			入札提案書において明らかにした協力法人が落札後にSPCに出資を行うことは可能でしょうか。	No.195の質問及び回答をご参照ください。
251	P6	第2	2	(1)	ウ			入札提案書において法人名を明らかにしなければならない協力法人は、参加資格確認基準日において参加資格要件を満たしていない場合でも、入札に参加できるとの理解で宜しいでしょうか。	入札に参加する限りは、協力法人ではなく、応募者として位置づけられ、実施方針P7「第2 2(2) 応募者の参加資格要件」を満たす必要があります。また、協力法人についても、SPCから直接業務を受託または請け負う日に、選定要件を満たしている必要があります。
252	P6	第2	2	(1)	ウ			設計業務を2社で行い、そのうち1社は構成員、残る1社は協力法人である場合、構成員は設計の個別参加資格要件を含めて参加資格確認基準日に審査されるにも関わらず、協力企業は直接業務を受託する日に審査されるのは何故ですか。	入札参加者である構成員の参加資格を入札前に確認し、SPCから直接業務を受託または請け負う協力法人の選定要件をSPCとの契約前に確認するものです。
253	P6	第2	2	(1)	ウ			設計業務を行う協力法人の場合、「入札提案書において明らかにすること」とありますが、資格要件を審査(確認)するための資料は、入札提案時に提出する必要があるのでしょうか。それとも協力法人の選定要件確認基準日に提出すればよろしいのでしょうか。	設計業務を行う協力法人については、提案の実現可能性を確認するため、入札提案時に、参考資料としてSPCから業務を受託または請け負う時に選定要件を満たすことを確認できる書類を提出していただくことを想定しております。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
254	P6	第2	2	(1)	ウ			協力法人の選定については、「統括マネジメントについての支援、設計業務、建設業務、工事監理業務を協力法人が行う場合には、予定される協力法人を入札提案書において明らかにする」とあり、また選定条件を満たしていることを確認する基準日は、「当該協力法人がSPCから直接業務を受託又は請け負う日」とあります。上記4業務を行う協力法人については、「事業契約時に参加資格を有していればよい」ということから、入札時の提案書に企業名を記載することが可能、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

ページ	章	項	節	細節	項目1	項目2	質問	回答																
255	P6	第2	2	(1)	ウ		協法力人が建設業務を行う場合は、当該協法力人が選定要件確認基準日に指名停止でなければ、参加資格確認基準日から落札者決定までの間に指名停止であっても、提案書作成作業に参加しその名前を提案書において明らかに出来ると考えてよろしいでしょうか。 また、この場合、当該協法力人が選定要件確認基準日に指名停止でなければ、参加資格確認基準日から落札者決定までの間の指名停止を理由に市の承諾が得られないということはないと考えてよろしいでしょうか。	については、ご理解のとおりです。 については、市の道義的責任及び市民に対する説明責任を果たす観点から、総合的に勘案することになります。																
256	P6	第2	2	(1)	ウ		建設業務を複数の応募者もしくは協法力人からなる共同企業体(JV)で行うことは可能と考えてよろしいでしょうか。 可の場合、個別参加資格要件のうち経費点・施工実績はJVの代表者が満たしていれば他のJVメンバーは満たしていなくてもよろしいでしょうか。また、JVの代表者以外の他のメンバー(協法力人)は入札参加書において法人名を明らかにする必要がありますのでしょうか。	前段及び中段については、ご理解のとおりです。 後段については、SPCから直接業務を請け負う共同企業体の構成員の全法人名を明らかにする必要があります。																
257	P7	第2	2	(1)	エ		統括マネジメント支援業務(マネジメントの大半を支援する)と建設業務を同一の法人が行い、その法人が協法力人であってもよいのでしょうか。 本事業の主たる部分を応募法人/構成員ではなく、協法力人が担当するというのは、本PFI事業の主旨に外れると思えます。	No.243の質問及び回答をご参照ください。																
258	P7	第2	2	(1)	エ		協法力人が各業務を分担できるとの記載がありますが、この内容では代表者(または構成員)ではない協法力人が、統括マネジメント業務を行なえることとなりますが、この理解で間違いはないでしょうか?また、協法力人分担可能な業務範囲があれば、具体的に御教示下さい。	No.243の質問及び回答をご参照ください。																
259	P7	第2	2	(1)	エ		統括マネジメント支援業務や建設業務を出資法人以外が行っても宜しいのでしょうか?	ご理解のとおりです。																
260	P7	第2	2	(1)	エ		エ 複数業務に実施に記述されています。また、各業務を、応募法人、構成員又は協法力人の間で分担することは差し支えないとありますが、P8イ 個別参加資格要件に該当する設計業務、建設業務、工事監理業務各々の業務を分担しようとするものは、個別参加資格要件を満足する必要がありますか。	原則として、設計業務、建設業務、工事監理業務に関しては、SPCから直接業務を受託又は請け負う法人は、全ての要件を満たす必要があります。 また、SPCから直接業務を受託又は請け負う法人が共同企業体の場合は、少なくとも共同企業体の代表者が全ての要件を満たす必要があります。代表者以外については、実施方針P8「第2 2(2)ア」を満たし、かつ、設計業務においては、「同一(ア)a及びb」、建設業務においては、「同一(イ)a及びb」、工事監理業務においては、「同一(ウ)a及びb」の要件を満たす必要があります。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。																
261	P6	第2	2	(1)	オ		統括マネジメント業務の支援、設計業務、建設業務、工事監理業務を行う予定の協法力人以外の協法力人のうち、参加資格確認書類並びに入札提案書に明らかにした協法力人は複数応募の禁止の制約を受けると考えてよろしいでしょうか。	実施方針P7「第2 2(1)オ 複数応募の禁止」に記載のとおり、統括マネジメント業務の支援、設計業務、建設業務、工事監理業務を行う予定の協法力人は、複数応募の禁止の制約を受けませんが、それ以外の協法力人はこの限りではありません。なお、参加資格確認書類に記載が必要なのは、応募者のみです。																
262	P6	第2	2	(1)	オ		〔複数応募の禁止〕応募法人、応募グループの構成員…又は協法力人になることはできない。とあるが、協法力人は応募法人に参加しない場合には、複数グループに参画することに問題はないと考えてよいのでしょうか。 下記、事例①は、A社に応募する場合、B社には参加できない、となるのか。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>事例</td> <td>応募法人</td> <td>A社</td> <td>B社</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>協法力人</td> <td>当社</td> <td>当社</td> </tr> </table> 下記、事例②はA社・B社両社に参加できる、となるのか。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>事例</td> <td>応募法人</td> <td>A社</td> <td>B社</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>協法力人</td> <td>当社</td> <td>当社</td> </tr> </table>	事例	応募法人	A社	B社	①	協法力人	当社	当社	事例	応募法人	A社	B社	②	協法力人	当社	当社	No.261の質問及び回答をご参照ください。
事例	応募法人	A社	B社																					
①	協法力人	当社	当社																					
事例	応募法人	A社	B社																					
②	協法力人	当社	当社																					
263	P7	第2	2	(1)	オ		応募法人、構成員および関係企業の複数応募の禁止の規定がありますが、協法力人(設計業務、建設業務、工事監理業務を除く)は複数応募が可能との理解でよろしいでしょうか。	No.261の質問及び回答をご参照ください。																
264	P7	第2	2	(1)	オ		応募法人、応募グループの構成員及び、これらのいずれかと資本関係又は人的関係が無ければ、他の応募法人、応募グループの構成員又は協法力人になる事は可能であるという理解でよろしいでしょうか。	実施方針P7「第2 2(1)オ 複数応募の禁止」に記載のとおりです。																
265	P7	第2	2	(2)			「応募者は、次のア及びイで規定する参加資格要件を、参加資格確認書類の提出期間の最終日に満たしていなければならず」と記載されていますが、代表法人以外の構成員についても参加資格確認基準日にア及びイで規定する参加資格要件を満たしていなければならないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。																
266	P7	第2	2	(2)			統括マネジメント業務を行う法人の能力・実績についての資格審査において、何らかの書類を提出する必要はあるのでしょうか。また法人あるいは特定の個人の書類が必要となるのでしょうか。	No.216の質問及び回答をご参照ください。																
267	P7	第2	2	(2)			本事業の参加資格を有するか否かの認定に関する申請書とは、具体的にP8・ア(ク)の資格の認定に関する申請書を指していますか?	ご理解のとおりです。No.193の質問及び回答をご参照ください。																

	ページ	章	項	節	細節	項目1	項目2	質 問	回 答
268	P7	第2	2	(2)				「開札」はいつですか。	No.193の質問及び回答をご参照ください。
269	P7	第2	2	(2)				開札時に参加資格を・・・とありますが、開札時とは提出された提案書が開封される時点とし、平成19年5月と考えてよろしいでしょうか。	No.193の質問及び回答をご参照ください。
270	P7	第2	2	(2)				応募者の参加資格要件に「開札時に参加資格を有していることを条件に」とありますが、「開札時」とは入札及び提案書の提出日のことでしょうか？	No.193の質問及び回答をご参照ください。
271	P7	第2	2	(2)				「本事業の参加資格を有するか否かの認定に関する申請書」とはどのようなものでしょうか。申請書の様式、申請期間、申請に対する回答期日、申請者の条件等詳細をお示しください。また、入札公告後に当該申請書を提出した場合には、参加資格基準日に資格要件を満たさない場合であっても、開札時に資格要件を満たせば参加が可能になると受け取れますが、そのような理解でよろしいでしょうか。	No.193の質問及び回答をご参照ください。なお、ご質問の申請書については、神戸市行財政局経理課にて受付をいたします。様式等の詳細は、そちらにお問い合わせ下さい。
272	P8	第2	2	(2)	ア	(ク)		基本的参加資格要件のうち、市の工事請負競争入札参加資格又は物品等競争入札参加資格のいづれかについては、応募グループの構成員の一社が有していれば良いでしょうか。	実施方針P7「第2 2(2) 応募者の参加資格要件」に記載のとおり、基本的参加資格要件は、すべての構成員が満たす事を要件としております。
273	P8	第2	2	(2)	イ			統括マネジメント業務についての支援を行う企業の個別参加資格要件は、特に定められていないとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
274	P8	第2	2	(2)	イ			設計業務を共同企業体で実施する場合は、共同企業体を構成するすべての企業が参加資格要件を満たす必要があるのでしょうか。	No.260の質問及び回答をご参照ください。
275	P8	第2	2	(2)	イ			個別参加要件には設計業務、建設業務、工事監理業務の資格要件がありますが、施設の維持管理業務、医療関連サービス業務を担う企業の資格要件は(2)参加者の資格参加要件のイを満たしていれば良いとのことでよろしいでしょうか。その他の資格要件がありましたらご教示ください。	ご理解のとおりです。各業務に対する実施体制についての詳細は入札公告までに明らかにする予定です。
276	P8	第2	2	(2)	イ			応募法人又は応募グループの構成員の中には、イ個別参加要件を満たす設計業務、建設業務、工事監理業務を実施する者を含まなくても良いのでしょうか？含まなくても良い場合は、予定される協力法人を入札提案書において明らかにすれば良いのでしょうか？	ご理解のとおりです。
277	P8	第2	2	(2)	イ	(ア)	c	個別参加資格要件において「設計業務を兼ねる場合」で、許可病床500床以上で救命救急センターを有する病院の設計実施とは、500床を同時に設計することが必要でしょうか、500床病院の一部でも(300床を増床したとか)実施設計した場合も、この基準に適合しますか。	許可病床500床以上又は救命救急センターの機能を持つ病院の実施設完了が資格要件です。なお、これらについては、増築や改築の場合で、当該工事部分の床面積合計が、工事完了後の延べ面積の過半となる場合の実績についても資格要件を満たすものとします。改修については要件に該当しないものとします。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
278	P8	第2	2	(2)	イ	(ア)	c	イ 個別参加資格要件において、(ア)設計業務を兼ねる場合、(イ)建設業務を兼ねる場合、(ウ)工事監理業務を兼ねる場合のなかに、「一般病床500床以上」との記述、また、受注した実績かつ「平成8年4月1日から参加資格確認基準日まで間に……」と記述されています。一般病床は第4次医療法の改正(平成13年3月施行)で一般病床、療養病床の届出は平成15年8月末日までとなっていると思われませんが、届出(平成15年8月末日)以前に開設した病院における参加資格要件の一般病床とはどのような病院が該当いたしますか。平成8年4月1日より届出の期限である平成15年8月末日までに開設した病院については、平成15年8月末日までに厚生労働省に一般病床として届出をした病院に限る、と考えてよろしいでしょうか。	原則として、ご理解のとおりです。
279	P8	第2	2	(2)	イ	(ア)	c	イ 個別参加資格要件において、(ア)設計業務を兼ねる場合、(ウ)工事監理業務を兼ねる場合のなかに、「救命救急センターの機能を持つ病院」と記述されていますが、記述されています救命救急センターとは、二次救急まででは対応できない重篤な疾患や多発外傷に対する医療を提供する、救命救急センターや高度救命救急センターを示し、本事業の特性から新型救命救急センター(10床規模)は資格要件外であると考えてよろしいでしょうか。また、機能を持つ病院とは、救命救急センターを病院建物と併設した、あるいは病院建物内に一体的な(独立型救命救急センターではなく)病院と解釈してよろしいですか。	ご理解のとおりです。本施設の規模・内容等から判断して、原則として同一敷地内に救命救急センター又は高度救命救急センターが設置された病院とし、新型救命救急センターは該当しないものとします。
280	P8	第2	2	(2)	イ	(ア)		設計業務を複数の企業で行う場合には、主たる設計担当企業が(ア)のa～cの要件を満たせば、従の設計担当企業は(ア)のa、bのみを満たしていればよろしいでしょうか。	No.260の質問及び回答をご参照ください。
281	P8	第2	2	(2)	イ	(ア)		設計業務、建設業務、工事監理業務の資格要件には、「免震構造の病院」の実績要件がありませんが、いかがお考えでしょうか。	「免震構造」の実績要件についての詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
282	P8	第2	2	(2)	イ	(ア)		設計業務、工事監理業務を共同企業体で業務をおこなう場合は、参加する全ての企業に対して資格要件を満足する必要がありますか。また、建設業務を共同企業体で行なう場合、参加する全ての企業に対して資格要件を満足する必要がありますか。	No.260の質問及び回答をご参照ください。

	ページ	章	項	節	細節	項目1	項目2	質問	回答
283	P9	第2	2	(2)	イ	(イ)		建設業務を共同企業体で実施する場合は、共同企業体を構成するすべての企業が参加資格要件を満たす必要があるのでしょうか。	No.260の質問及び回答をご参照ください。
284	P9	第2	2	(2)	イ	(イ)	d	一般病床500床以上の病院を施工した実績とありますがこれは一契約における施工実績との理解で宜しいですか。	同一の病院について、契約や実施年度が分かれていても、個別参加資格要件に記載の期間内に完成したものは、一件の施工実績とみなします。
285	P9	第2	2	(2)	イ	(イ)	d	建設業務を担う企業が協団法人として参画する場合の参加資格確認基準日は入札及び提案書の提出日との理解でよろしいでしょうか。	実施方針P10「第2 2(3) 協団法人の選定要件」に記載のとおり、当該協団法人がSPCから直接業務を受託又は請け負う日です。但し、提案の実現可能性を確認するため、入札提案時に、参考資料としてSPCから業務を受託または請け負う時に選定要件を満たすことを確認できる書類を提出していただくことを想定しております。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
286	P9	第2	2	(2)	イ	(ウ)		工事監理業務を複数の企業で行う場合には、主たる工事監理担当企業が(ウ)のa～cの要件を満たせば、従の工事監理担当企業は(ア)のa、bのみを満たしていればよろしいでしょうか。	No.260の質問及び回答をご参照ください。
287	P9	第2	2	(2)	イ	(ウ)		工事監理業務を共同企業体で実施する場合は、共同企業体を構成するすべての企業が参加資格要件を満たす必要があるのでしょうか。	No.260の質問及び回答をご参照ください。
288	P9	第2	2	(2)	ウ			構成員が参加資格を喪失した場合、新たな法人を構成員として加入応募グループを再編成するとありますが、参加資格確認基準日から応募グループ再編成後の申請日までの期間に指名停止措置を受けていた法人がその措置の期間が完了したので新たな構成員となることが許されると解釈できるのでしょうか。	ご指摘のケースは不可と考えております。
289	P9	第2	2	(2)	ウ			参加資格確認基準日以降、落札者決定までの期間に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の措置を受けた者は、本事業の参加資格が取り消されるとの理解で宜しいでしょうか。	実施方針P9「第2 2(2)ウ 参加資格喪失」に記載のとおりです。
290	P9	第2	2	(2)	ウ			落札者決定後から事業契約締結までの間に(応募者が)参加資格要件を満たさなくなった場合についても、参加資格を取り消すこともあり得るとありますが、参加資格を取り消すこともあり得る場合として具体的にどのような場合を想定されているのでしょうか。(入札提案書の提出日までや入札提案書の提出日～落札者決定日までのように明確なルールを設ける等検討頂くことは可能でしょうか)	市が、市の社会的道義的責任及び市民に対する説明責任などを果たせないと判断せざるを得ないなどの、本事業を担う事業者として著しく不適格と認められるような場合です。
291	P9	第2	2	(2)	ウ			本項目は、応募グループ構成員が参加資格確認基準日～落札者決定までの間に参加資格を喪失した場合のみにおいて法人の変更が可能ということで、応募者側の都合による法人の変更は認められないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、No.195の質問及び回答をご参照ください。
292	P9	第2	2	(2)	ウ	(ア)		(ア)(イ)の規定は応募グループの構成員に関する規定となっていることから、応募者が単独(応募法人)の場合には、参加資格が取り消されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
293	P9	第2	2	(2)	ウ	(イ)		(イ)のケースで構成員の変更が行われた場合は、業務実施体制等の評価に関し、再度審査が実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	再編成後のグループにおける提案書の実現性の審査をします。
294	P10	第2	2	(3)	ア			例えば建設企業としてJVを組成する場合、そのJV構成員の全てが基本的参加資格要件および個別参加資格要件を満たしている必要があると理解して宜しいでしょうか。	No.260の質問及び回答をご参照ください。
295	P10	第2	2	(3)	ア			入札提案書において名前を明示する協力企業(統括マネジメント業務の支援、設計業務、建設業務、工事監理業務)の個別参加資格要件の確認基準日はいつでしょうか。これらの企業についてもイで規定するSPCとの請負又は業務委託契約締結日となるのでしょうか。	当該協団法人がSPCとの間で当該業務に関する契約を締結する日です。
296	P10	第2	2	(3)	ア			「また、入札提案書において名前を明示する統括マネジメント業務についての支援、設計業務、建設業務、工事監理業務を行う予定の協団法人については、(2)イに定める応募者の個別参加資格要件をも満たさなければならない。」とありますが、統括マネジメント業務について支援を行う予定の協団法人については(2)イに個別参加資格要件が示されておられません。別途、近日中にお示し頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	No.273の質問及び回答をご参照ください。
297	P10	第2	2	(3)	イ			応募者が選定する協団法人は(2)アに定める応募者の基本的参加資格要件を満たさなければならないとあり、建設業務の協力企業は入札提案書に企業名を記載するようになっております。この場合、建設業務の協力企業は入札提案書提出時点で指名停止期間であっても工事請負契約締結時点で指名停止になっていなければ良いと考えて宜しいでしょうか。	協力事業者の選定要件については、実施方針P10「第2 2(3) 協団法人の選定要件」記載のとおりです。
298	P10	第2	2	(3)	イ			30年間の事業期間において、運営維持管理を受託する協団法人は契約更新の都度基本的参加資格要件を満たしていることが要求されると解釈するのでしょうか。	原則として、ご理解のとおりです。

	ページ	章	項	節	細節	項目1	項目2	質 問	回 答
299	P10	第2	2	(3)	イ			建設業務を行う法人の選定要件確認基準日は、SPCと建設企業との工事請負契約書に記載された着工日が基準日になるのでしょうか。通常は実施設計が完了した翌日付近となりますが、その日のみが基準日との理解でよろしいでしょうか。	No.295の質問及び回答をご参照ください。
300	P10	第2	2	(3)	イ			協力法人が選定要件を満たしているかどうか確認していただくには、基準日の何日前に資料を提出すればよろしいのでしょうか。	詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
301	P10	第2	2	(3)	イ			入札提案時に協力法人を明示する場合も、提案時点で協力法人の選定要件を満たしている必要はなく、当該協力法人が業務を受託又は請け負う日に選定要件を満たしていれば良いとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
302	P10	第2	2	(3)	イ			協力法人が選定要件を満たしていることに対し市の承認を得なければならずありますが、市の承認とは議会承認まで取ることを意味するのでしょうか。	議会承認は想定しておりません。
303	P10	第2	2	(3)	ウ			協力法人の変更について「本事業の円滑な執行に支障をきたす可能性が生じた場合」可能とありますが、SPCの都合による協力法人の変更については認められないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
304	P10	第2	2	(3)	ウ			提案時における協力法人はあくまで予定であることから、同等の能力・実績を有する法人と変更してもよろしいのでしょうか。それとも資格を満たしていないこと以外の理由は認められないのでしょうか。	No.303の質問及び回答をご参照ください。
305	P10	第2	2	(3)	ウ			「同等の能力・実績」とはどのように評価されるのでしょうか。	必要な参加資格要件を満足させるとともに、提案書の実現性等から評価するものとします。
306	P10	第2	2	(3)	ウ			入札提案書に明示した協力法人の変更を行う際に予定していた法人と同等の能力・実績を有する法人とありますが同等の能力・実績は前項に規定される個別参加資格要件を満たしていることで宜しいですか。	No.305の質問及び回答をご参照ください。
307	P10	第2	2	(3)	ウ			本項目は、記述の3業務について選定条件を満たしていない状態となった場合のみ、協力法人の変更が可能ということで、応募者側の都合による法人の変更は認められないという認識でよろしいでしょうか。	No.303の質問及び回答をご参照ください。
308	P11	第2	3	(2)	ア			資格審査の結果は公表されるのでしょうか。	現時点で公表は考えておりません。
309	P11	第2	3	(2)	ア			統括マネジメント業務についての支援を行う予定の協力法人は(2)イの資格要件が必要とありますが、これは統括マネジメント業務を行ない、且つ設計もしくは施工を行う場合であり、設計または建設を行わない協力法人は対象外とのことでしょうか？	No.273の質問及び回答をご参照ください。
310	P11	第2	3	(2)	ア			資格審査は参加資格確認書類の書類選考のみであり、第1次提案書等提出は必要ないとの理解で宜しいでしょうか？また、結果の告知方法及び公表の有無を御教示下さい。	No.308の質問及び回答をご参照ください。なお、詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
311	P11	第2	3	(2)	イ	(ア)		資格審査は書類審査のみで行われ、面接やヒアリングは行われないと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。但し、書類の記載内容についてお聞きする場合があります。
312	P11	第2	3	(2)	イ	(ア)		基礎審査における「本事業の基本的条件」とは具体的にはどのようなものなのでしょうか。	詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
313	P11	第2	3	(2)	イ	(ア)		基礎審査の基本的条件の具体的内容を御教示下さい。	詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
314	P11	第2	3	(2)	イ	(イ)		応募期間中の競争的対話等を行う可能性があると言われていましたが、提案書提出前にはヒアリングや面接は行われないと理解して宜しいでしょうか。	No.185の質問及び回答をご参照ください。
315	P11	第2	3	(2)	イ	(イ)		ヒアリングを実施する場合、その内容は組織の能力を審査する内容ですか、それとも個人の能力を審査する内容ですか？	詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
316	P11	第2	3	(4)				SPCの登記設立場所は建設地でもよいとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約締結時には、建設地には施設がないため、登記設立場所は、建設地以外の場所としてください。
317	P11	第2	3	(4)				「閉鎖会社」とは、具体的にはSPCの株式の譲渡制限を定款で定めることと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
318	P11	第2	3	(4)				SPC設立に関して、事務所を病院内に設置することは可能ですか？又、その際には事業者は無償でスペースを提供して頂けますでしょうか？	現病院内にSPCの事務所スペースを提供することは、現時点では想定していません。

ページ	章	項	節	細節	項目1	項目2	質問	回答
319	P11	第2	5	(1)			提案書の著作権は応募者に帰属しますが、当該提案書の内容は、本事業に係る市のアドバイザー業務に關与した者(關与する者)に全て公開されるのでしょうか？ 公開される場合、提案書に書かれた民間のノウハウや工夫、優れた提案の保護対策はどのように図られているのかご教示ください。 質問の趣旨は、昨今病院PFI案件が増加し、官側のアドバイザーとして關与された者が、他の案件では民間側の応募者グループの一員になっているケースが目立ち始めました。当該案件で民間側がその英知を結集して作成する提案書を、官側のアドバイザーの立場で読み、理解し、他の案件において当該提案内容を利用して競争入札の原理を揺るがすものとなり得ると考えた次第です。民間の提案内容が、官側のアドバイザーとなっている民間企業に対して保護される必要を問いたいと存じます。	ご指摘の趣旨は本事業の関係者全てに当てはまる事項と考えております。市は、法令等に基づき、守秘義務を課せられており、かつ市から委託を受けたアドバイザーも同様であると認識しております。
320	P13	第3	2				自ら気付く仕組みを業務の一環として組み込むとありますが、医療コア、神戸市(事務局)とSPCの間で立ち上げる具体的な会議体は、決定及び実行の権限が有り、また、その会議体においては、SPCも議決権を有する一員としてと考えて宜しいでしょうか。	経営方針など、病院運営の根幹に関する事項の決定及び実行の権限を持つ会議体については、市が主体となって設置運営すべきものと考えており、事業者には、その会議体への情報提供や提案などのコンサルテーション機能を期待しています。また、このような会議体とは別に、長期間にわたって、時代のニーズに応じたサービスを協働で提供し続けていくためには、市と事業者が業務に関して協議及び調整を行うための会議体は必要であると考えています。病院の各種会議体へのSPCの参加のあり方については、一定の考え方を入札公告時までに告示したうえで、ご提案をもとに詳細を協議させていただくことを想定しています。
321	P13	第3	2				本事業における統括マネジメントの重要性がうたわれておりますが、SPCと共に協働していく病院側の組織・体制、特に病院側事務局の体制についてお示しいただけないでしょうか。	新病院における市側の組織体制について、現時点でお示しする予定はありません。No.4の質問及び回答をご参照ください。
322	P13	第3	3	(1)			市が実施するモニタリングとSPCが実施するモニタリングの考え方を示してください。	実施方針P13「第3 3 モニタリングの実施」に記載のとおりです。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
323	P13	第3	3	(1)			モニタリングとして、「セルフモニタリング」「第三者モニタリング」「市によるモニタリング」の3種類を規定されていますが、「セルフモニタリング」は事業者負担にて事業者が行うもの、「市によるモニタリング」は市負担にて市が行うものと理解しますが、「第三者モニタリング」はどちらの負担でどちらが行うのでしょうか。また、「第三者モニタリング」として患者満足度調査、職員満足度調査、病院機能評価を挙げられていますが、要求水準書に求める調査の全てを記載するのでしょうか、それとも事業者の提案事項となるのでしょうか。	第三者モニタリングとは、新病院が医療機能評価、ISO等の外部認証を取得又は継続すること、並びにその他各種団体から評価を受けることを想定しており、当該費用は原則として市が負担します。しかし、事業者にも必要な範囲で当該認証や評価を取得又は継続するために必要となる要件を満たしていただく必要があるため、その費用についてはご負担いただきます。なお、患者満足度調査、職員満足度調査は、セルフモニタリングに含むものとします。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
324	P13	第3	3	(1)			市によるモニタリングの具体的内容を御教示下さい。また、第三者モニタリングは市の負担ということでしょうか？	No.322及びNo.323の質問及び回答をご参照ください。
325	P13	第3	3	(1)			第三者モニタリングは市が実施(発注)するものと理解してよろしいでしょうか。	No.323の質問及び回答をご参照ください。
326	P13	第3	3	(1)			モニタリングについて、第三者によるモニタリングとありますが、どのような機関を考えられておりますでしょうか。	No.323の質問及び回答をご参照ください。
327	P13	第3	3	(1)			金融機関が本事業に参加した場合、金融機関によるモニタリングは、「第三者モニタリング」に該当しますか？  質問の背景：第3 4 (2)により金融機関の参加が不要となることを想定しているようですが、参加となった場合の確認です。	ご指摘の事項は、セルフモニタリングに該当するものと考えております。
328	P13	第3	3	(2)			モニタリング結果によりサービスの対価の減額があると記載されておりますが、要求水準以上のパフォーマンスが得られた場合などは、事業者へのインセンティブなどは与えられるのでしょうか。また、業務水準が回復しない場合は、事業者との事業契約を解除することが出来るとありますが、この場合は、PFI事業契約全体が解除されるのでしょうか。それとも当該業務のみが解除とされるのでしょうか。	市のパートナーとして要求水準以上のパフォーマンスを提案・発揮していただくことを期待しています。事業契約の解除についての詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
329	P14	第3	4	(1)			総括マネジメント業務に係るサービス対価は、事業契約締結後であれば、施設整備の完了前であっても支払われるのでしょうか。	ご理解のとおりです。施設整備段階から、開業準備のための統括マネジメント業務は必要であると認識しております。
330	P14	第3	4	(1)			開院前の準備期間(設計・建設期間を含む)についても、統括マネジメント業務に係るサービス対価をお支払いいただけるという理解で宜しいでしょうか。	No.329の質問及び回答をご参照ください。
331	P14	第3	4	(2)			モニタリング結果のサービス水準判定基準および是正措置の方策等は事業者の提案によるものと理解して宜しいでしょうか。	サービス水準の判定基準については、事業者の提案に基づいて市が確定します。また、是正措置の方策は、事業者からの提案に基づきますが、市の承認を得る必要があります。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
332	P14	第3	4	(2)			施設設計・建設業務及び医療情報システム構築に係るサービス対価は業務の進捗に応じて支払うとありますが、延払い(割賦払い)はなく、業務の進捗に応じて支払われると考えて宜しいでしょうか。また、支払基準等があればお示し下さい。	ご理解のとおりです。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
333	P14	第3	4	(2)			施設設計・建設業務等に係るサービス対価は、出来高に応じて毎年支払われると理解して宜しいでしょうか。	No.332の質問及び回答をご参照ください。

	ページ	章	項	節	細節	項目1	項目2	質問	回答
334	P14	第3	4	(2)				施設設計・建設業務及び医療情報システム構築に係るサービス対価は起債にて支払うとの理解で宜しいでしょうか？ また、業務の進捗に応じて支払うとありますが、出来高払いとの理解で構わないでしょうか？	No.332の質問及び回答をご参照ください。
335	P14	第3	4	(2)				施設設計・建設業務及び医療情報システム構築に係るサービス対価は、事業期間にわたらずに、出来高に応じて支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	No.332の質問及び回答をご参照ください。
336	P14	第3	4	(2)				施設設計・建設業務及び医療情報システム構築に係るサービス対価については、各年度の出来高に応じてサービス対価が支払われるという理解で宜しいでしょうか。	No.332の質問及び回答をご参照ください。
337	P14	第3	4	(2)				「業務の進捗状況に応じて支払う」とありますが、出来高により支払われるとの理解でよろしいでしょうか。また、その出来高はどのように判定されるとお考えでしょうか。	No.332の質問及び回答をご参照ください。
338	P14	第3	4	(2)				施設設計・建設業務及び医療情報システム構築にかかるサービス対価は業務の進捗状況に応じて支払うとありますが施設引渡後には100%支払っていただけるとの事でしょうか。	No.332の質問及び回答をご参照ください。
339	P14	第3	4	(2)				施設設計・建設業務及び医療情報システム構築に係るサービス対価については、業務の進捗状況に応じて支払うとありますが、本件では、割賦払いは適用されないのでしょうか。	No.332の質問及び回答をご参照ください。
340	P14	第3	4	(2)				施設設計・建設業務及び医療情報システム構築にかかるサービスの対価は業務の進捗状況に応じて支払う、となっていますが、建設期間中は請負の出来高に対してサービス対価が支払われ、病院施設等の所有権が移転した時点で対価の支払が完了するのでしょうか。この場合、運営開始後は資金調達が必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	No.332の質問及び回答をご参照ください。なお、運営開始後の資金調達の必要性については、事業者にてご判断されることと考えています。
341	P14	第3	4	(3)				運営開始後の事業期間中に想定外の業務量が発生し、変動費部分だけでなく、人件費などの固定費部分なども増加した場合や前提外や要求水準外の業務が発生した場合の処置についてどのようにお考えでしょうか。	要求水準の変更については、実施方針P21「資料1 リスク分担表No.26」に準じ、必要な措置を講じることになると考えています。但し、業務内容の変動・変化に対する柔軟な対応は民間事業者に求めたいと考えています。
342	P14	第3	4	(3)				医療の質の向上、患者さん満足の上昇などのために、業務水準の変更が必要となり、当初の長期債務負担承認額を上回ることが想定された場合には、長期債務負担額の変更承認を取るなどの対応は可能でしょうか。	No.341の質問及び回答をご参照ください。
343	P14	第3	4	(3)				30年という長期に亘る事業であるために、医療制度の変更、市民ニーズへの対応、医療の変化に対応して行くことが必要となります。そのために、当初の要求水準等を見直したり、変更したりすることが可能でしょうか。	No.341の質問及び回答をご参照ください。
344	P14	第3	4	(3)				単年度決算であるために、支出の増加による赤字補填のための補正予算が認められないなどの状況が発生し、SPCにコストの削減を求めた場合、単なるコスト削減では限界があり、協力企業も疲弊するだけの状況となります。根本的なコスト削減の為に、要求水準書の変更をおこなうなど業務内容の変更などが必要となった場合は、要求水準の変更は可能なのでしょうか。	No.341の質問及び回答をご参照ください。
345	P14	第3	4	(3)				本件はPF1事業であり、長期契約を公共と民間で行いますが、公共は単年度決算のため、事業契約の支払いスケジュールとは変動費の部分で変わる場合があります。当年度予算よりも支出が増えた場合の補正予算措置についての考え方と運営PF1であるがための当初予定のPSCが大きく変わってしまった場合のVFMの扱いと事業期間中におけるVFMテストの考え方をお示し下さい。	No.341の質問及び回答をご参照ください。
346	P14	第3	4	(3)				病院内で使われるビッチ、電話機、コピー機、プリンターなどのOA機器は什器備品に含まれ、病院側で購入するものと考えて宜しいでしょうか。電子カルテの導入や地域連携などFAXやプリンターの使用頻度が従来よりも高くなってきますので、複合機のスペック等をお教え下さい。	詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
347	P14	第3	4	(3)				水光熱費や燃料代は直接病院側で契約し、材料費と同様に病院が直接支払い、PF1事業契約には含まれないと考えてよろしいでしょうか。	No.59の質問及び回答をご参照ください。
348	P14	第3	4	(3)				医療スタッフや事務局が使う一般消耗品・備品などは材料費と同様に病院側で購入し、PF1事業契約には含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
349	P14	第3	4	(3)				新病院で使用される施設案内、入院案内等のリーフレット類、帳票、封筒類等の作成及び費用負担は市民病院側で行われると考えて宜しいでしょうか。	No.36及びNo.37の質問及び回答をご参照ください。
350	P14	第3	4	(3)				開院式又はオープニングセレモニーの主担当及び費用負担は市民病院と考えて宜しいでしょうか。また、起工式については、業務受託者の通常負担となりますが、公共工事であることから神事は行わず、セレモニー的なものを想定すれば宜しいのでしょうか。規模・来賓数等想定されているものがあれば、お教え下さい。	開院式等については市の主催・負担、起工式及び竣工式等については事業者の主催・負担でとり行うものと考えています。現時点では、規模等の想定はありません。

	ページ	章	項	節	細節	項目1	項目2	質 問	回 答
351	P14	第3	4	(3)				「移行支援業務の対価は業務完了後に支払う」とありますが、医療機器調査・調達支援業務をはじめ設計開始当初から必要となる業務ですので、毎年支払う方式に変更いただけませんか。	実施方針P14「第3 4(3) その他の業務に係るサービス対価」に記載のとおりです。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
352	P14	第3	4	(3)				その他の業務に係るサービス対価での利便施設運営業務について、駐車場運営業務を除きとありますが、駐車場運営業務は含まれないと考えてよろしいでしょうか。また、院内保育所業務に含まれていないと考えて宜しいのでしょうか。	No.9及びNo.92の質問及び回答をご参照ください。なお、駐車場運営業務はサービス対価を支払うことを想定しています。
353	P14	第3	4	(3)				利便施設の運営に関して、事業期間終了後の措置をご明示下さい。	詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
354	P14	第3	4	(3)				利便施設業務は独立採算業務となっておりますが、その場合、専有する個所は行政財産の目的外使用となると思われます。その場合の市からSPCへ貸与する賃貸料は無償であるのか、有償である場合は、独立採算部門の事業計画に影響しますので事前に提示頂けるのでしょうか。その他お支払いしなければならない費用条件等ございましたらお示し下さい。	現時点では、賃貸料は有償と考えています。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
355	P14	第3	4	(3)				駐車場運営業務は、利便施設運営業務に含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
356	P14	第3	4	(3)				利便施設運営業務は駐車場運営業務を除き事業者の独立採算によるとありますがどのような業務を想定されていますか。又利便施設の運営を本施設内にて実施する場合に施設整備費はサービス対価に含まれるのでしょうか。	No.91及びNo.92の質問及び回答をご参照ください。
357	P14	第3	5	(1)				神戸市契約規則第24条4項により、契約保証金の代わりに金融機関の保証の提出で宜しいでしょうか。また、病院施設の竣工引渡し後は契約保証金の返還・解除が行われるのでしょうか。	前段については、原則としてご理解のとおりですが、契約規則第24条第3項に基づくものであり、銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証に限りです。後段については、原則としてご理解のとおりですが、市を被保証者としたうえで、証書の原本を提出する必要があります。また、契約保証金の返還は、施設整備費の支払終了時点となります。
358	P14	第3	5	(1)				契約保証金は保証協会の履行保証で宜しいでしょうか？神戸市契約規則第25条の内容(契約保証金の免除)となる具備要件を御教示下さい。	契約保証金の納付に代えることができるのは、保証協会ではなく、銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証の提供です。また、契約保証金の免除については、契約規則第25条の各号に該当する場合です。
359	P14	第3	5	(1)				第3 4(2)に従い、施設設計・建設業務及び医療情報システム構築にかかるサービス対価の支払が病院施設等の所有権の移転に伴い完了する場合、所有権の移転時に契約保証金が返還されるとの理解でよろしいでしょうか。	No.357及びNo.358の質問及び回答をご参照ください。
360	P14	第3	5	(2)				事業契約のタイミングと病院施設工事の発注のタイミングでは約1年近く差がですが、この場合、事業契約時は金融機関からの履行保証を提出し、工事履行保証契約締結時点で差し替えることは可能でしょうか。	可能であると考えていますが、履行保証提供の際に、差し替えの可能性及び理由についてご説明いただき、協議させていただきます。
361	P14	第3	5	(2)				神戸市契約規則第25条(5)では、契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結した時は、契約保証金の納付が免除されるとあります。この場合、SPCが工事を発注しますので、SPCが締結した工事履行保証契約書の写しを神戸市に提出することにより免除されるのでしょうか。また、病院施設の竣工引渡し後は契約保証金の返還・解除が行われるのでしょうか。	No.357及びNo.358の質問及び回答をご参照ください。
362	P15	第4	1	(2)	ア			感染症病床10床は、現行通り第一種感染症指定2床、第二種感染症指定8床との理解でよろしいでしょうか？	現時点では、ご理解のとおりと考えています。
363	P15	第4	1	(3)	ア			利便施設の床面積は、延べ面積 約64,000㎡に含まれると理解してよろしいでしょうか。	延べ面積の考え方については、入札公告時までに明らかにする予定です。
364	P15	第4	1	(3)	ア			延べ面積の増減はどの程度まで許容できるのでしょうか。	延べ面積の考え方については、入札公告時までに明らかにする予定です。
365	P15	第4	1	(3)	ア			「延床面積約64,000㎡」とありますが、提案の許容範囲(上限、下限)をご教示ください。	No.364の質問及び回答をご参照ください。
366	P15	第4	1	(3)	ア			病院の延べ面積 約64,000㎡とありますが面積の上限と下限は何%以内でしょうか。	No.364の質問及び回答をご参照ください。
367	P15	第4	1	(3)	イ			附属施設(院内保育所)の延べ面積 約750㎡は、アの延べ面積64,000㎡に含まれていないものと理解して宜しいでしょうか。また、病院敷地内に病院とは別棟として設置しても良いのでしょうか。それとも、病院建家内に設置するのでしょうか。	院内保育所の延べ面積は含まれないものとします。別棟設置、建家内設置については、提案によるものとしますが、計画にあたっては、園庭の配置や騒音等に留意してください。
368	P15	第4	1	(3)	イ			附属施設(院内保育所)と病院施設について、合築あるいは分棟の条件はあるのでしょうか。	No.367の質問及び回答をご参照ください。
369	P15	第4	1	(3)	イ			「付帯施設(院内保育所)」とありますが、これについて本体施設と別棟にするなどの配置上の条件がありますでしょうか。	No.367の質問及び回答をご参照ください。
370	P15	第4	1	(3)	イ			院内保育の運営はPFI事業に含まれないものとの理解でよろしいでしょうか。	No.9の質問及び回答をご参照ください。

	ページ	章	項	節	細節	項目1	項目2	質 問	回 答
371	P15	第4	1	(3)	イ			院内保育所の整備・運営は、民間の事業スコープに含まれるのでしょうか？	No.9の質問及び回答をご参照ください。
372	P15	第4	1	(3)	イ			付帯施設の院内保育所の維持管理及び運営業務は本事業には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	No.9の質問及び回答をご参照ください。
373	P15	第4	1	(3)	ウ			駐車場約600台の内200台は職員駐車場と思われますが場合により、公共交通機関が使えない時間帯の勤務がありますので、SPC職員及び協力企業等も利用できるのでしょうか。その場合の利用は無償と考えて宜しいでしょうか。	現時点では、職員用駐車場について、SPC及び協団法人の職員の利用は想定していません。
374	P15	第4	1	(3)	ウ			患者用駐車場とは、外来患者用と理解してよろしいでしょうか。	外来患者、見舞客等の施設利用者を対象とします。
375	P16	第4	3					現在、敷地内に屋根付のイベントスペース、照明灯のあるテニスコート及び休憩用東屋、埋設設備等がありますが、解体・撤去・整地の工事は病院着工前に神戸市にて行われ、更地で事業者引き渡されると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
376	P16	第4	3					施設の整備の本件土地は既存建物撤去後の更地(解体撤去等は神戸市様負担)という理解で宜しいでしょうか？	No.375の質問及び回答をご参照ください。
377	P16	第4	4					施設の配置、施設に係る要件は、施設計画の根幹に係りますので、案という形でも結構ですので、早急に公表いただけますでしょうか。	No.33の質問及び回答をご参照ください。
378	P18	第6	2					「上記の場合……市に対して事業契約書で定めた損害賠償を行う。」 現在想定している「損害賠償」の内容をお教えてください。	詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
379	P18	第6	4					当事者の責に帰すことのできない事由により契約が解除された場合、事業者が発生した損害は補償されるのでしょうか？	当事者とは市と事業者の両者のことで、不可抗力による契約の解除を予め記載した項目です。実施方針P21「資料1 リスク分担保表 No.21不可抗力リスク」をご参照ください。
380	P18	第6	4					市が事業者それぞれの事由で債務不履行はなものの事業を継続できないと判断した場合の措置についてご教示ください。	市及び事業者のいずれにも帰責事由がない場合(債務不履行がない場合)には、実施方針P18「第6 4 当事者の責に帰すことのできない事由により事業継続が困難となった場合の対処」に基づいて処理することとします。詳細は事業契約書において定めます。
381	P18	第6	5					本事業は施設整備費を神戸市の起債によるため、必ずしも事業者が金融機関から資金調達を行う必要はないと理解しています。 「事業の担保性を確保する目的」とありますが、どのような場合を想定して、事業者が金融機関から資金を調達し市が融資団と直接協定を締結する、とされているのでしょうか。	現時点では具体的な想定はありませんが、事業者からの提案によっては、市として検討する可能性があることを示しているものです。
382	P18	第6	5					本件事業は施設整備費を市の起債による為、事業者との契約に関する神戸市-金融機関とのタイルアグリーメントは特に必要ではないと考えますが、どのようなケースを想定されているのでしょうか?御教示下さい。	No.381の質問及び回答をご参照ください。
383	P18	第6	5					第3 4 (2)に従い、施設設計・建設業務及び医療情報システム構築にかかるサービス対価の支払が病院施設等の所有権の移転に伴い完了する場合、金融機関の参加が不要となると思われませんが、ここでいう金融機関(「融資団」)の機能はどういうことを想定されていますでしょうか。	No.381の質問及び回答をご参照ください。
384	P18	第6	5					事業者に対し資金調達を行うとありますが、本件では、金融機関の融資を想定しているのでしょうか。また、調達金額によっては、コスト削減のためにも、金融機関融資を実行せず、SPCスポンサーからの出資、融資のみを利用することは可能でしょうか。	No.381の質問及び回答をご参照ください。
385	P19	第7	1					税制上の優遇措置等は見込んでいないとありますが、本PFI事業はBTO方式であるため、不動産取得税・登録免許税等は不要と考えて宜しいでしょうか。	本事業においては、不動産取得税及び登録免許税は課税されないものと理解しておりますが、最終的には管轄する官公庁の判断になることにご留意ください。
386	P20	第8	1					債務負担行為の金額及び入札予定価格は入札説明書にて公表され、またその内訳(建設費と維持管理費・運営費等)も公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	債務負担行為については、その設定に関する議案を平成18年9月神戸市会定例会に上程中です。なお、入札予定価格は、入札説明書にて公表する予定ですが、内訳の公表については検討中です。
387	P21	資料1						市の責に帰すべき事由以外は全て事業者の負担となっておりますが、基本的には、事業者の責に帰すべき事由以外のリスクについて、事業者がリスクを負うのは難しいと思います。事業者が負担するリスク内容を明確にお教えてください。事業者の責に帰すべき事由は事業者負担、それ以外の内容は両者誠意をもって協議するとは出来ないのでしょうか。“リスクは最も良く管理することができる者が負担すべきであり、過度なリスク移転は結果としてコストが高くなる他、事業破綻の要因となる可能性があります。”	本事業に関してのリスク負担は、実施方針P21「資料1 リスク分担保表」のとおりとさせていただくことでご理解ください。
388	P21	資料1						リスク分担保表に於いて、「市」とあるのは市側病院関係者を含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	ページ	章	項	節	細節	項目1	項目2	質 問	回 答
389	P21	資料1	3					契約締結リスクにおいて、「市の責に帰すべき事由により事業契約が結ばないリスク」には、事業契約が市議会にて否決されるケースを含むとの理解でよろしいでしょうか。また上記には、協力企業が入札時または当該議会会期中に資格要件を満たしていないことが影響して議会にて否決された場合も、同様の解釈でよろしいでしょうか。	No.180の質問及び回答をご参照ください。
390	P21	資料1	5					事業者に負担が発生しているが、違約金等発生するのでしょうか。	実施方針P23「資料1 リスク分担表 注1」に記載のとおりです。
391	P21	資料1	7					「本事業に直接関係する法令」には、これらの法令に関連する施行令、告示、指針なども含まれるでしょうか。	原則として、ご理解のとおりです。
392	P21	資料1	7					「本事業に直接関係する法令」とは、医療法・建築基準法・都市計画法・消防法(そのほか、これら関連法令、施行令、告示)などの他に、どのようなものがあるでしょうか。	「本事業に直接関係する法令(税制度を除く)」とは、本事業の対象となる各業務を実施するにあたって直接的に拘束される法令を指すものです。
393	P21	資料1	8					「上記以外の法令(税制度を除く)の…」とありますが、本事業に直接関係する法令(税制度を除く)以外の法令で、事業者のリスクとなる法令とはどのようなものを想定されておられるのでしょうか、ご教示下さい。	「上記以外の法令(税制度を除く)」とは、例えば、会社法や労働基準法のように広く民間企業一般に影響を及ぼすような法令を想定しています。
394	P21	資料1	13					既に周辺住民や近隣に対し本事業実施の説明会等を市にて開催されたのでしょうか。している場合にその議事録等の公表をお願いいたします。又していない場合は今後貴市にて実施する予定はありますか。	本事業の実施自体に関する住民対応リスク(実施方針P21「資料1 リスク分担表No.13」)は市にあります。現時点において、議事録等の公表の予定はありません。
395	P21	資料1	15					神戸市乃至事業者のどちらの責に起因するか特定できないリスクの負担に関しては、どのようにお考えでしょうか？	実施方針P21「資料1 リスク分担表No.21」に記載している不可抗力リスクに準じるものと考えています。
396	P21	資料1	17					神戸市乃至事業者のどちらの責に起因するか特定できないリスクの負担に関しては、どのようにお考えでしょうか？	No.395の質問及び回答をご参照ください。
397	P21	資料1	21					「生じた損害又は増加費用の一部については、事業者も負うものとする」とありますが、どの程度を想定していますか？	詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
398	P21	資料1	21					天災地変による不可抗力により生じた損害または追加費用の一部を事業者が負担するとありますが、善良なる管理者として損害等を最小限にとどめる行為を行うことは当然です。何故、経済的動機付けの為、事業者の負担となるのでしょうか？具体的に御教示下さい。また、事業者が負担すべきものは保険の付保の範囲との理解で宜しいでしょうか？	実施方針P21「資料1 リスク分担表No.21」に記載のとおり、市、事業者のいずれかの責にもよらない不可抗力による損害については、基本的に市のリスクであると考えています。しかし、事業者に一切リスクが発生しないと、やはり、損害拡大の防止に対するモチベーションが低下してしまうことも考えられるため、このような設定としています。なお、ご負担いただく範囲は、事業契約書にてあらかじめ定める予定ですが、保険の付保の範囲内であるかどうかについては、各事業者が想定する保険内容によって変わってくるものと考えています。
399	P21	資料1	21					不可抗力による損害と増大費用について一部事業者が負担するとありますが、損害については事業者が負担する理由はないと思います。例えば災害時に損害を最小限にとどめるために事業者も努めますし、増大費用については事業者も共に費用削減に努める所存です。事業者のリスクを外していただけませんか？	No.398の質問及び回答をご参照ください。
400	P21	資料1	21					不可抗力リスクについて、「市が主にリスクを負担するが、損害を最小限にとどめる経済的動機付けを与えるために、生じた損害又は増加費用の一部については事業者も負うものとする」とありますが、不可抗力については事業者の責めに帰さない事象であり、リスクを負うものではないと考える為市の負担として再考頂けないでしょうか。また、「一部」とは具体的にどういった内容を想定されているのでしょうか。	No.398の質問及び回答をご参照ください。
401	P21	資料1	25					「病院の成長と変化によって生じる業務範囲や要求水準書の変更…事業契約書において神戸市と事業者との間で予め合意した方法による変更については…」とありますが、現在想定されている「…予め合意した方法…」の内容を教えてください。	詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
402	P21	資料1	26					市が定める要求水準の変更に伴うリスクを一部事業者が負担するとありますが、要求水準の変更は基本的に市のリスクであると考えます。事業者が負担するリスクとは、具体的にどのような場合想定されているのかご教示願います。	実施方針P23「資料1 リスク分担表 注4」に記載したような場合を想定しております。
403	P21	資料1	26					要求水準の変更に伴う、事業者が負う一定のリスクの内容について具体的に 御教示下さい。	No.402の質問及び回答をご参照ください。
404	P22	資料1	28					「市の責めに帰すべき事由以外のリスク」は全て事業者のリスクとされていますが、逆に「事業者の責に帰すべき事由以外は市のリスク」であるべきだと思います。変更いただけませんか？	実施方針P22「資料1 リスク分担表No.28、No.33、No.36及びNo.38」に記載のとおりとします。
405	P22	資料1	31					「実施設計以降における市の条件提示、指示の不備・市の指示に基づく変更によるもの」が市のリスクとしていますが、これは設計料に関してのみと解釈してよろしいでしょうか？条件変更による建設費の増大は、建設費増大リスクに従うと考えます。	原則として、ご理解のとおりです。
406	P22	資料1	31					「設計リスク」で記載されている「実施設計以降」とは、実施設計完了後を指すものと考えてよろしいでしょうか。	原則として、ご理解のとおりです。

ページ	章	項	節	細節	項目1	項目2	質 問	回 答
407	P22	資料1	31				「設計リスク」は、設計変更による設計業務量増大にともなう設計変更料を意味し、設計変更に伴う建設費や運営費などの増大は、「建設費増大リスク」などのリスク負担に基づいて処理されると理解してよろしいでしょうか。	原則として、ご理解のとおりです。
408	P22	資料1	31				設計リスクの欄などで記載されいる「設計変更」とは、要求水準に謳われた設計上の仕様を変更する場合と考えてよろしいでしょうか。	原則として、ご理解のとおりです。「設計変更」の考え方についての詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
409	P22	資料1	34				実施設計までの設計変更リスクが事業者のみとなっておりますが、神戸市様の事由による変更(要求水準の変更等)については神戸市様の負担との理解でよろしいでしょうか。	要求水準の変更に伴うリスクについては、実施方針P21「資料1 リスク分担表No.26」に記載しているとおりであり、リスク分担表末尾注4に該当する場合には、事業者にも一定のリスクを負担していただく場合があります。
410	P22	資料1	35				事業者が施設を市に引き渡す前(施設設計・建設業務開始後)に震災等の不可抗力により生じた施設や材料の損失(施設損傷リスク)、及び開設遅延リスクは、共通リスクの不可抗力リスクに分類されるとの理解で宜しいでしょうか？	原則として、ご理解のとおりです。
411	P22	資料1	40				「事業者が実施する既存病院の医療機器、備品の調査の不備に関するリスクは、事業者が負担するものとする」 「調査の不備」となる基準をお教えください。 調査だけでは管理状態(過去の保守管理・修理状態)が充分にわからないため、事業者が既存の医療機器についてリスクを負うことは難しいと思われまます。 “リスクは最も良く管理することができる者が負担すべきであり、過度なリスク移転は結果としてコストが高くなる他、事業破綻の要因となる可能性があります。”	合理的に必要と認められる範囲の調査が基準になるとご理解ください。No.415の質問及び回答をご参照ください。
412	P22	資料1	40				事業者が調達する医療機器、備品にかんするリスクは事業者が負担することは当然の事柄ではあると考えます。 OP室の内装関係あるいは病棟のコンソール関係等一般的には建築工事に含まれることが多いとおもわれる医療機器に関しての調達はどのようにお考えでしょうか。	現時点では、手術室の内装関係あるいは病棟のコンソール関係については、施設設計・建設業務に含まれると想定していますが、詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
413	P22	資料1	41				事業者が調達する医療機器・備品は事業者のリスクとありますが、民間事業者が持ち込む範囲(リスト)を明確にお示し下さい。	詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
414	P22	資料1	41				事業者が調達する医療機器・備品とはどのようなものを想定されていますか？	詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
415	P22	資料1	42				移行後の医療機器が、既存病院では動いていたものが、移行後に動かなかった場合のリスク分担はどちらにあるのでしょうか。	医療機器が移行後に稼働しなくなった原因に対する帰責性により、リスク分担が判断されます。
416	P22	資料1	42				既存病院から移行する備品には、薬品や診療材料なども含まれるのでしょうか。その場合、移行後の棚卸の確認や備品においても資産管理の問題もありますので、移行前のリスト及び所在確認は、市側の責任範囲とし、新病院への受入後は、市職員との立会いのもとSPCが棚卸を含めて責任範囲と考えて宜しいでしょうか。	詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
417	P22	資料1	42				事業者が実施する既存病院の医療機器、備品の調査の不備に関するリスクを事業者の負担とした場合、既存病院での資産管理・保守管理ができていない医療機器、備品また管理記録が残っていない機器、若しくは瑕疵がある機器などのリスクを事業者が負担することはできないと考えます。事業者がリスクを負う調査の不備とは、具体的にどのような場合を想定されていますでしょうか？	No.411の質問及び回答をご参照ください。
418	P22	資料1	43				「事業契約書において定める一定のリスクについて事業者が負うものとする」 想定されている「一定のリスク」の内容を具体的にお教えください。病院の経営権を持っていない事業者が病院経営に関するリスクを負うのは難しいと思います。 “リスクは最も良く管理することができる者が負担すべきであり、過度なリスク移転は結果としてコストが高くなる他、事業破綻の要因となる可能性があります。”	本事業においては、統括マネジメント業務が事業者の業務として位置付けられており、その業務内容が水準に達していなかったこと(経営コンサルティング業務における重大な誤り等)により、病院経営に損害が生じた場合には、事業者にも一定のリスクを分担していただく場合があることを想定しています。ご負担いただく一定のリスクについては、事業契約書にてあらかじめ定める予定ではありますが、あくまで事業者の業務に関連するリスクのみであり、病院経営そのもののリスクを負わせるものではありません。
419	P22	資料1	43				病院経営に関するリスクは事業者でコントロール不能のため、神戸市が負担すべきと理解しますが、いかがでしょうか？	No.418の質問及び回答をご参照ください。
420	P22	資料1	43				病院経営リスク、診療行為リスクはSPCでは負うことができないリスクです。SPCが病院経営責任を問われても困りますし、診療行為についてSPCが責任を負うことなどできません。この2項目については事業者リスクを解除いただきたくお願い致します。病院経営、診療行為につながる事業者の業務については、要求水準の未達などのリスクでカバーできると考えます。	病院経営リスクについては、No.418の質問及び回答をご参照ください。 診療行為リスクについては、本事業においては、診療行為に関係の深い医療関連サービス業務(滅菌消毒業務、検体検査業務等)が、事業者の業務として位置付けられているため、その業務内容が水準に達していなかった場合には、診療行為において事業者にも一定のリスクを分担していただく場合があることを想定しています。ご負担いただく一定のリスクについては、事業契約書にてあらかじめ定める予定ではありますが、あくまで事業者の業務に関連するリスクのみであり、診療行為そのもののリスクを負わせるものではありません。

	ページ	章	項	節	細節	項目1	項目2	質 問	回 答
421	P22	資料1	44					運営・維持管理リスクにおいて、診療リスクの負担が事業者側に となり、また、注記に「事業契約書において定める一定のリスクについて事業者が負うものとする」と補足ありますが、事業者が負うリスクの具体的内容をご教示頂けないでしょうか。	No.420の質問及び回答をご参照ください。
422	P22	資料1	44					診療行為を行わない事業者が診療行為に関するリスクを負うのは難しいと思います。“診療行為に関するリスク”の意味合いが直接的ではなく、事業者が行う業務上のミスにより間接的に医療過誤等につながることを想定している場合、“診療行為に関するリスク”ではなく“要求水準未達リスク”に含まれる内容になると思われます。 何故、事業者が医療行為のリスクを負うべきとしているのか？ また事業者が負う一定のリスクの内容について具体的に御教示下さい。	No.420の質問及び回答をご参照ください。なお、病院経営とともに診療行為については、事業者の要求水準未達により生じるリスクが重大となる可能性があるため、念のため明記したものです。
423	P22	資料1	44					事業者は診療行為を行わず、事業者ではコントロール不能のリスクであるため、診療行為に関するリスクは神戸市が負担するべきではないでしょうか？	No.420の質問及び回答をご参照ください。
424	P22	資料1	45					事業者が従負担となっているのは、サービス対価の支払いを単価契約とした場合は需要変動リスクを事業者が従負担しているという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
425	P22	資料1	45					事業者がコントロール不能のリスクであることから、患者数等の需要変動リスクは神戸市が負担するべきではないでしょうか？	No.424の質問及び回答をご参照ください。
426	P22	資料1	45					需要変動に伴う診療報酬の変動については事業者が負担することはできません。需要変動に伴うSPC業務費用の変動については、ルールをつくり協議していくことはできると思います。一律的に需要変動リスクの一部を事業者が負担するとの表現を変更いただけませんかでしょうか。	No.424の質問及び回答をご参照ください。
427	P22	資料1	45					患者数等の需要変動リスクを事業者が負うとのことですが、そのリスクの内容について具体的に御教示下さい。 また、 利便施設関係のリスク負担の考え方を御教示下さい。	については、No.424の質問及び回答をご参照ください。については、駐車場運営業務を除き事業者の独立採算と考えています。
428	P22	資料1	50					第三者による施設損傷は市・事業者どちらの負担となるのでしょうか。	市、事業者、いずれとも全く無関係な第三者の行為による損害は、当該第三者が負担すべきものと考えています。
429	P22	資料1	50					事業者及び市以外の、利用者等の第三者による施設損傷リスク、事故リスク、修繕費増大リスクは、事業者の責に帰する事由でないで市のリスクと考えて宜しいでしょうか。	No.428の質問及び回答をご参照ください。
430	P22	資料1	52					事業者が善管注意義務を満足して業務を行っていても偶発的に生ずる事故(例えば出合いがしらに患者が転倒するなど)については、一義的にまず病院が負うものであると思います。「事業者が行う業務に起因するもの又は」を削除いただき、「事業者の席に帰すべき事由によるもの」としていただけませんかでしょうか。	実施方針P22「資料1 リスク分担表No.52」に記載のとおりとします。
431	P22	資料1	54					立地条件の制約等もあり、利便施設の運営にかかるミニマムコストの負担を保証して頂くことはできませんでしょうか？	現時点では、想定していません。
432	P22	資料1	56					維持運営段階前で、神戸市様の要求による設計変更により修繕費用の増加が発生する場合がありますが、事業契約書には、その費用の変更に関する条項があるとの理解でよろしいでしょうか。	市がリスクを負担する設計変更が行われたことに起因して事業者が生じる追加費用が、市の負担となることについては、事業契約書において規定を設けます。
433	P23	資料1	59					維持運営段階前で、神戸市様の要求による設計変更により、維持管理・運営費用の増加が発生する場合がありますが、事業契約書には、その費用の変更に関する条項があるとの理解でよろしいでしょうか。	No.432の質問及び回答をご参照ください。
434	P23	資料1	注2					事業者が負うべきリスクをそれぞれ規定されていますが、具体的にその内容を明示した事業契約書(案)が速やかに公表いただけませんかでしょうか？	No.33の質問及び回答をご参照ください。
435	P23	資料1	注2					「生じた損害または増加費用の一部は、事業者も負うものとする。」とありますが、負担の度合いについてどの程度なのか基準はございますか。また、事業者の負担分については、協議の上決定するよう改めていただけないでしょうか。	No.397の質問及び回答をご参照ください。
436	P23	資料1	注4					神戸市様の事由による業務範囲の変更リスク、及び要求水準変更リスクについて、事業契約書において神戸市様と事業者の間で予め合意した方法による変更については、一定のリスクについて事業者が負うものとすると思いますが、具体的にどの様な内容を想定されているのかご教示下さい。	詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
437	P23	資料1	注5					「事業者が実施する既存病院の医療機器、備品の調査」とありますが、本調査の目的および実施時期についてお示し下さい。	No.133及びNo.146の質問及び回答をご参照ください。

	ページ	章	項	節	細節	項目1	項目2	質問	回答
438	P23	資料1	注5					「事業者が実施する既存病院の医療機器、備品の調査」とは、どのような調査を想定されておられますでしょうか。 又、移設する院内全ての医療機器、備品が対象範囲となりますでしょうか。移設品リストは公表して頂けるのでしょうか。 更に不備の定義について、どのようにお考えでしょうか。 院内全ての医療機器、備品を対象とし、稼働状況を全てチェックするのはかなり難があります。不備とされる定義が、こうした見落としに対するものであるとされ、そのリスクは全て事業者側が被るとするのは厳しすぎると考えます。移設対象品中、常時使用していない機器もあるかと思えます。事業者側としても全力で調査にはあたりますが、新病院開院後に不備があった場合、その対応を機器の状況に応じ協議事項として頂くわけにはいきませんかでしょうか。	No.133、No.146及びNo.411の質問及び回答をご参照ください。
439	P23	資料1	注6					事業契約書において定める一定のリスクについて、具体的にどのような内容を想定されているのかご教示下さい。	No.418、No.423及びNo.424の質問及び回答をご参照ください。
440	P24	資料2						三宮側からの救急車の動線として、港トンネルを通り、東側からアプローチすることを考慮する必要はありますか。	三宮側からの救急車のメイン動線は、原則として、神戸大橋、ポートアイランドの西側幹線道路を経て、敷地北側道路を西側方面からアプローチするルートを考えています。しかし、ケースによっては、ご指摘のルートを通る可能性も否定できません。また、神戸空港側からの救急車のメイン動線は、東側幹線道路を経て、敷地北側道路を東側方面からアプローチするルートを想定しています。
441	P25	資料3						当該敷地の東側及び北側は、病院開院時までに車両通行可能な道路が整備される予定とありますが、現状では建築基準法上の道路に接道しているのでしょうか。仮に接道していない場合も、事業を促進していくうえで、建築許可の取得は可能であるという認識で宜しいのでしょうか。	計画敷地は、現時点では、建築基準法上の道路に接道していません。後段については、ご理解のとおりです。
442	P25	資料3						計画敷地の東側の整備予定道路は、現在整備されている道路を更に北進し、北側の整備予定道路と接続されるのでしょうか。	ご理解のとおり、計画敷地の北側道路と東側道路は、接続される予定です。
443	P25	資料3						計画敷地の北東部にあるムービングウォーク及び通路は撤去・解体されるのでしょうか。	現在のところ、撤去・解体する予定はありません。
444	P25	資料3						予定されている道路の整備時期は、建設期間についても車両の通行が発生するので、病院開院までではなく、建設工事に必要な時期までに整備される可能性はありますか。	北側及び東側道路は、病院開院に合わせて整備される予定です。建設工事車両のアクセスについては、入札公告時までに、計画内容等をお示しする予定です。
445	P25	資料3						計画敷地の北側に道路を整備するとありますが、そのレベルは計画敷地から一段下がった現状のレベルと認識して宜しいのでしょうか。 それとも、計画敷地と同レベルの道路を整備するのでしょうか。この場合、既存のムービングウォークと干渉することが考えられますが、レベル関係の取り合いはどのようになるのでしょうか。	北側道路のレベルは、現状より若干かさ上げされる予定です。ただし、ムービングウォーク桁下空間を通行する道路として整備されるため、計画敷地から一段下がった道路となります。入札公告時までに、計画内容等をお示しする予定です。
446	P25	資料3						計画敷地の東側及び北側に整備される道路の幅、車線数、通行条件を御教授願います。	北側道路については、各1車線の対面通行で、歩道のある道路が整備される予定です。その他の内容及び東側道路については、現在検討中です。入札公告時までに、計画内容等をお示しする予定です。
447	P25	資料3						計画敷地現況図に、敷地の東側および北側については道路整備の予定の記載があります。計画されている敷地北側道路高の想定レベル、東側道路の幅員・通行方向(北側一方通行、対面通行)などを示してください。また説明会において、「敷地西側の道路は現状のまま」との説明がありましたが、西側道路を北側道路まで貫通することはないと考えてよろしいでしょうか。また、西側道路の袋小路となる部分も廃道の対象とされ、病院敷地に加えられる可能性はあるのでしょうか。	北側道路のレベルについては、質問No.445をご参照ください。北側及び東側道路の車線数等については、質問No.446をご参照ください。 西側道路が北側道路に貫通するかという点については、ご理解のとおりです。ただし、敷地内通路により通り抜け動線を確保するなど、詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。 西側道路の袋小路となる部分の扱いについては、検討中ですが、新病院のサービス動線機能を果たすために、必要な空間と考えています。詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。
448	P25	資料3						敷地の西側には道路は整備されないのでしょうか。 事業者の提案に即して西側に道路を整備していただけるものと考えて宜しいでしょうか。	敷地の西側に道路が整備される予定はありません。No.447の質問及び回答をご参照ください。
449	その他							8/21付け日経新聞に市の債務免除について記載がありましたが、本件事業は市の債務免除の対象となるのでしょうか。	ご指摘の事項は、今後検討される予定の新たな法制に関連するものであるため、現時点ではお答えできません。
450	その他							先端医療センターとの連結を想定しているということですが、どのような使われ方を想定されているのでしょうか。 また、通路の幅はどの程度を見込んでおけば良いのでしょうか。	新病院と先端医療センターとの連結の具体的な内容は、現時点では未定です。両施設を結ぶ通路の想定や連携対応するためのスペース等について提案を求めたいと考えています。連結の考え方は入札公告時までに明らかにする予定です。
451	その他							敷地外利便施設として薬局2店舗以上(PFI対象外)を誘致との説明を受けましたが、敷地に関して分筆を行うかどうか、及びおおよその敷地面積について考え方を示してください。	No.99の質問及び回答をご参照ください。なお、分筆は市が行う予定です。また、面積等についての詳細は入札公告時までに明らかにする予定です。